

山梨県立富士湧水の里水族館
指定管理者募集要項

令和 8 年 5 月
山 梨 県

目 次

第1	施設の概要	
1	名称	1
2	沿革	1
3	所在地	1
4	施設の規模等	1
第2	管理運営方針	
1	基本方針	2
2	施設の維持管理方針	2
3	施設の運営方針	2
第3	募集の内容	
1	指定管理者が行う業務	2
2	自主事業	2
3	指定管理者が行う管理の基準	3
4	責任分担	3
5	指定期間（予定）	5
6	指定管理者の収入	5
第4	申請に係る事項	
1	指定管理者の申請資格	6
2	申請手続等	7
3	指定管理業務の実施に関する計画書の作成	9
第5	指定管理者の候補者の選定	
1	選定委員会	9
2	審査基準	10
3	一次審査	11
4	二次審査	11
第6	指定管理者の指定及び協定締結に係る事項	
1	指定管理者の候補者の決定	11
2	候補者との協議	11
3	指定管理者の指定	11
4	指定管理者との協定締結	11
第7	指定管理業務の適正な実施に関する事項	
1	指定管理業務の再委託等の制限	12
2	暴力団の排除	12
3	個人情報の取扱い	13

4	情報公開への対応	13
5	文書の管理・保存	13
6	保険への加入	13
7	電気調達の契約	14
8	キャッシュレス決済の導入	14
9	不可抗力等発生時の対応	14
10	備品及び備品相当品	14
11	管理口座・区分経理	14
12	法令等の遵守	14
第8	指定管理業務の継続が困難となった場合の措置について	
1	指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難となった場合	15
2	その他の事由により指定管理業務の継続が困難となった場合	15
3	指定管理業務の引継ぎ	15
第9	申請に関する留意事項	
1	審査の対象又は候補者からの除外	15
2	指定管理業務開始前における指定の取消し	16
3	申請書類等の取扱い	16
4	費用負担	16
5	その他	16
第10	事業実施状況のモニタリング（業務の確認・検証）等	
1	モニタリング、評価の実施	17
2	県の監査委員等による監査	18
3	指定管理業務開始後の指定の取消し等	18
第11	問い合わせ先及び各種書類の提出先	18
様式		19
別添	「山梨県立富士湧水の里水族館管理運営業務の内容及び基準」	
〈資料〉	資料1 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例	
	資料2 山梨県立富士湧水の里水族館施設設置及び管理条例施行規則	
	資料3 配置図	
	資料4 館内図	
	資料5 令和5～7年度利用者数	
	資料6 令和5～7年度収支決算	
	資料7 令和5～7年度委託料実績額	
	資料8 指定管理者制度におけるスライド制度の手引き	
	資料9 県有備品一覧表	

山梨県立富士湧水の里水族館指定管理者募集要項

山梨県（以下「県」という。）は、より効果的で効率的な管理運営を進め、県民サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例（昭和22年山梨県条例第67号。以下「条例」という。）の規定に基づき、以下のとおり山梨県立富士湧水の里水族館（以下「水族館」という。）の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第1 施設の概要

1 名称

山梨県立富士湧水の里水族館

2 沿革

平成13年	4月	開館
平成21年	4月	株式会社桔梗屋に管理委託
平成26年	4月	株式会社桔梗屋に管理委託
平成31年	4月	株式会社桔梗屋に管理委託
令和5年	4月	株式会社桔梗屋に管理委託

3 所在地

山梨県南都留郡忍野村3098番地1

4 施設の規模等

設置年月日	平成13年4月25日
敷地面積	4,000 m ²
建築面積	1,027.02 m ²
建築延面積	1,474.41 m ² 地下1階32.05 m ² 、1階913.47 m ² 、 2階454.97 m ² 、機械棟45.51 m ² 、東屋28.41 m ²
建物の構造	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上2階建て、機械棟1棟
施設・設備の内容	1階：展示フロアー（二重回遊水槽等） 2階：学習フロアー（シアターホール等） 事務室、機械室、倉庫等 冷暖房設備付・エレベーター1基付

※資料3「配置図」参照

資料4「館内図」参照

第2 管理運営方針

1 基本方針

水族館は、県民に魚とのふれあいの場を提供することにより、自然保護に対する理解を深め、併せて内水面漁業の振興に資するという目的のために設置された施設です。

この施設の設置目的を十分に理解した上で、安心安全で利用者が満足できるよう適正な管理運営を行うものとします。

2 施設の維持管理方針

施設の維持管理については、別添「管理運営業務の内容及び基準」を基に、施設の特徴を考慮し、より質の高い維持水準を保てるよう、必要かつ適正な管理を行うものとします。

3 施設の運営方針

利用者の満足度を高め、期待に応えるため、常に利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れることとします。

また、危機管理体制の整備、防犯体制の整備など利用者の安全確保や、防災対策にも十分な配慮をするとともに、環境対策にも取り組むものとします。

第3 募集の内容

1 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）

- (1) 利用の承認に関する業務
- (2) 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- (3) 水産動植物を飼養、栽培及び展示する業務
- (4) 水産動植物に関する講習会及び催しを開催する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

※ 水産動植物に関する専門的、技術的な調査研究業務は、県が実施します。

※ 部分的な業務については、他の事業者へ委託できるものとします。

※ 具体的な指定管理業務の内容及び管理基準については、別添「管理運営業務の内容及び基準」を参照してください。

2 自主事業

- (1) 指定管理者は、指定管理業務以外に、施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の利便性向上に資することを目的として、指定管理の対象となる敷地及び施設内で自らの責任と費用により自主事業を行うことができます。

この際、指定管理業務内である指定管理者の提案事業と自主事業は明確に区分することとします。

また、自主事業を実施する場合は、自主事業計画書を提出し、あらかじめ県の承認を受けることとします。

- (2) 指定管理者は、施設運営に際して次に提示する課題の解決に繋がる自主事業を積極

的に提案することとします。

○利用者の自然保護に対する理解を深め、併せて内水面漁業の振興に資すること

○利用者の増加

3 指定管理者が行う管理の基準

(1) 休館日

条例第7条の規定に基づき、休館日は次のとおりとします。

① (ア) 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）

(イ) 休日の翌日（この日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）

(ウ) 12月28日から翌年1月1日まで

② 条例第7条第1項の規定に基づき、①にかかわらず次の日は開館する必要があります。

(ア) 1月2日、3日、4月30日から5月5日までの日、8月13日から同月16日までの日

(イ) 県民の日条例第5条の規定により使用料を免除する施設として指定された場合

ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができますが、休館日の開館については、別途忍野村との協議が必要となります。

(2) 開館時間 午前9時から午後5時まで

指定管理者は、県の承認を受けて開館時間を変更することができますが、開館時間の変更については、別途忍野村との協議が必要となります。

(3) 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理業務を行うこと。

(4) 水族館を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

(5) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

(6) (3) から (5) までに掲げるもののほか、知事が定める基準を遵守すること。

指定管理業務及び管理の基準の細目的事項は、協議の上、協定（「山梨県立富士湧水の里水族館管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。））で定めます。

4 責任分担

指定管理者と県の責任分担は、次の表（各項目の区分に応じ「○」が責任を負う）のとおりとします。ただし、指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入・修繕等を行うこととします。

また、指定管理者が施設、設備、備品・備品相当品の改修等を行った場合、指定管理者は、当該資産の所有権を放棄、又は原状復帰することとします。

なお、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めることとします。

項目		内容		指定管理者	県
共通事項	賃金・物価変動(※1)	賃金水準	賃金水準の変動に伴う経費の増		○
		物価水準(エネルギー)	物価水準(電気・ガス・灯油・ガソリン)の変動に伴う経費の増		○
		物価水準(エネルギーを除き、物価変動の影響を受けるもの)	物価水準の変動に伴う経費の増(一定の範囲内)	○	
			物価水準の変動に伴う経費の増(一定の範囲を超えた部分)		○
		法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○
	税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○	
	不可抗力	不可抗力(地震、落雷、暴風雨、洪水その他の災害又は戦争、テロ、暴動その他これらに準ずる事由)の発生に起因する施設、設備の修復による経費の増加及び業務履行不能		両者の協議(※2)	
	政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増			○
	利用者や第三者への賠償	指定管理者の責に帰すべきもの		○	
		上記以外			○
保険の付保	施設火災保険			○	
	施設賠償責任保険		○		
	自動車保険		○		
	動産総合保険		○		
	ボランティア保険		○		
管理運営	施設周辺住民及び施設利用者への対応	施設の管理運営に対する住民及び施設利用者からの反対や要望への対応		○	
		上記以外			○
	セキュリティ	警備不備による犯罪発生		○	
		個人情報の漏洩	県の指示もしくは指導の不備又は錯誤によるもの		○
			指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの	○	
	施設の管理運営に係る事故	施設の設置の瑕疵によるもの			○
		施設の管理の瑕疵によるもの		○	
		上記以外			○
	災害時対応	待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置等指示等		○	○
	整備維持補修	施設、設備の損傷等	経年劣化、又は特定できない第三者の行為によるもの	20万円未満	○
20万円以上					○
指定管理者の責に帰すべきもの			○		
指定管理者が希望する整備・改修(資産増加)			○		
上記以外				○	
備品・備品相当品の損傷等		経年劣化、又は特定できない第三者の行為によるもの	20万円未満	○	
			20万円以上		○
		指定管理者の責に帰すべきもの		○	
上記以外			○		
備品・備品相当品の更新・新規購入		更新	指定管理者が希望する場合	○	
			上記以外		○
		新規購入	指定管理者が希望する場合	○	
上記以外			○		
その他	事業終了時の費用	指定管理業務が終了した場合、又は指定期間中途において指定取消を受けた場合における撤収費用	○		

※1 スライドに関する県と指定管理者が負担する範囲の詳細は「指定管理者制度におけるスライド制度の手引き」を参照してください。(上記の表は各水準が上昇した場合を記載)

※2 不可抗力の発生に起因して県又は指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、県は損害等の状況の確認を行った上で指定管理者と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

5 指定期間（予定）

令和9年4月1日から令和15年3月31日まで（6年間）

この期間は、県議会議決後、正式に指定期間となります。

6 指定管理者の収入

条例第11条に規定する利用料金、県が指定管理者に支払う経費（以下「委託料」という。）及び物品販売施設、自動販売機の設置・運営により得られる収入（以下「事業収入」という。）をもって指定管理業務を行うものとします。

(1) 利用料金

水族館の利用料金は、指定管理者の収入とし、利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、知事の承認を受けて指定管理者が定めます。

実際の利用料金収入額が、指定管理者が見込んだ各年度における収支計画の利用料金収入見込額を上回った場合は、上回った金額の一部に相当する額を県に納付することとし、応募者は、その納付率（0～100%）を提案することとします。

なお、水族館における利用料金限度額は、令和9年4月1日から次のとおり改正されます。そのため、委託料については、同日から施行される利用料金限度額を踏まえて、提案してください。

区分		改正前	改正後
一般、大学生及び高校生	個人	420円	470円
一般、大学生及び高校生	団体	340円	380円
一般、大学生及び高校生	定期	1,260円	1,410円
中学生及び小学生	個人	200円	220円
中学生及び小学生	団体	170円	190円
中学生及び小学生	定期	630円	710円

(2) 委託料

① 委託料の原則

水族館の管理運営に必要な経費として、提案価格を基に指定期間を通じた委託料限度額を基本協定書に記載するとともに、県は、予算の範囲内で年度ごとに委託料を支払います。委託料の具体的な額や支払い方法は、県と指定管理者が協議の上、年度協定で定めます。

指定管理者が県の示した水準どおり指定管理業務を確実に実施したと認められる場合、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、委託料との相殺は行いません。また、利用料金収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合には、費用の補填は行いません。

② スライド制度と委託料の提案

委託料に含まれる人件費及び物件費について、毎年度、賃金水準や物価水準の変動を反映したスライド率により、当該年度及び翌年度の指定管理委託料を増減させる「スライド制度」を導入します。これにより、選定年度中（本年4月1日から翌年3月31日まで）及び指定期間中の賃金水準や物価水準の変動分はスライド制度により対応することになります。

委託料の提案にあたっては、選定年度及び指定期間中の賃金水準や物価水準の変動分は織り込まず（選定年度4月1日以降の賃金や物価の変動分は反映させず）、次の基準額の範囲内で提案してください。

（基準額）229,620千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※基準額を超える提案は認められませんので、十分留意してください。

スライド制度の詳細は、参考資料「指定管理者制度におけるスライド制度の手引き」を確認してください。

(3) 物品販売業務、自動販売機設置・運營業務による収入

物品販売業務、自動販売機設置・運營業務により得られる収入は、指定管理者の収入とします。

(4) その他

利用料金収入の大幅な増減、多額な収支差額の発生、又はそのおそれがあると認められる場合は、委託料及び納付率についての協議も可能とします。

第4 申請に係る事項

1 指定管理者の申請資格

指定管理者の指定を申請することのできるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又はその共同体であって次の（1）及び（2）の条件を満たすものとします。

(1) 登記事項証明書に記載されている本店若しくは主たる事務所又は団体の規約若しくは定款等に記載されている活動の本拠地（以下「主たる事務所等」という。）を山梨県内に置く又は置こうとする法人等であること。また、共同体を構成して申請する場合は、共同体の主たる事務所等を山梨県内に置くとともに、山梨県内に主たる事務所等を置く又は置こうとする団体のうちから代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めること。

(2) 次のいずれかに該当する法人等でないこと。

① 法人の役員等（法人については非常勤を含む役員、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。）に次のいずれかに該当する者が含まれているもの

ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しているもの

③ 山梨県から指名停止措置を受けているもの

④ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの

⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会

社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの

- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
 - ⑦ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等
- (3) 共同体を構成して申請する場合は、次の点に留意してください。
- ① 代表団体は共同体における責任割合が最大であること。
 - ② 共同体の構成員は、単独で又は別の共同体の構成員となって申請を行うことはできないこと。
 - ③ 申請書の提出後は共同体の代表団体及び構成員の変更はできないこと。
- (4) 申請時において法人等が設立されていない場合は、次の点に留意してください。
- ① 申請時に、設立に向けた規約案、速やかに設立する旨の確約書その他知事が必要と認める資料を提出すること。
 - ② 県議会における指定管理者の指定の議決（令和8年12月議会を予定）までに登記事項証明書（法人登記簿謄本）又は登記申請が法務局において受領されたことを証する書類を提出すること。

2 申請手続等

(1) スケジュール

月 日	内 容
5月15日から8月24日まで	募集要項の配付
6月1日	業務説明会及び現地見学会
① 6月22日から6月26日まで ② 7月21日から7月27日まで	募集に関する質問書の受付
① 7月6日まで ② 8月7日まで	質問に対する回答
8月17日から8月24日まで	申請書類の受付

(2) 募集要項の配付

配付期間：令和8年5月15日（金）から令和8年8月24日（月）まで
（ただし、山梨県の休日を守る条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

配付場所：山梨県農政部食糧水産課

上記期間中は、山梨県農政部食糧水産課のホームページでも募集要項等のダウンロードができます。

<https://www.pref.yamanashi.jp/shokusui/index.html>

なお、郵送での配付は行いません。

(3) 業務説明会及び現地見学会

開催日時：令和8年6月1日（月）午後1時30分から

開催場所：山梨県水産技術センター忍野支所 会議室

内 容：「募集要項」及び「管理運営業務の内容及び基準」の説明、施設見学、
質疑応答

申込方法：説明会の参加申込書（様式8）に法人名（法人でない場合は代表者名）
及び参加希望者名（各団体3名以内）（共同体での申請をする場合、各
構成団体につき2名以内）を明記の上、電子メールで、山梨県農政部食
糧水産課へ5月28日（木）午後4時までに申し込んでください。

留意事項：申請予定者は可能な限り参加してください。個人及び申請資格のない団
体の参加はできません。

質問及び回答は、山梨県農政部食糧水産課のホームページで公開します。

(4) 募集に関する質問

受付期間：①令和8年6月22日（月）から令和8年6月26日（金）まで
午前9時から午後5時まで

②令和8年7月21日（火）から令和8年7月27日（月）まで
午前9時から午後5時まで

質問方法：質問書（様式9）に記入の上、電子メールで、山梨県農政部食糧水産課
まで提出してください（電話や口頭での質問にはお答えしません。）。

回答方法：質問事項に対する回答は、①の期間に受付けたものについては、令和8
年7月6日（月）まで、②の期間に受付けたものについては、令和8年
8月7日（金）までに山梨県農政部食糧水産課のホームページに掲載し
ます。

<https://www.pref.yamanashi.jp/shokusui/index.html>

(5) 申請書類

① 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1）

② 指定管理業務の実施に関する計画書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式2）

③ 申請する法人等に関する書類

共同体による申請の場合には、構成員であるすべての法人等のものを提出してく
ださい。

ア 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3）

※ 法人等の事業内容がわかるパンフレット等があれば、併せて提出してくだ
さい。

イ 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

ウ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4）

エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者
の住民票の写し（3箇月以内に取得したもの）

オ 印鑑証明書（3箇月以内に取得したもの）

カ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近3事業年度の事業（営
業）報告書、貸借対照表及び損益計算書（又は収支計算書）又はこれらに類するも
の（グループ企業で連結決算を行っている場合には、加えて連結決算書）

キ 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税

に関する納税証明書

- ④ 構成員届（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・（様式5）
- ⑤ 各団体の役割、責任分担に関する事項（共同体の場合）・・・・・・（様式6）
- ⑥ 委任状（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・（様式7）

(6) 申請書類の受付

書面申請

受付期間 : 令和8年8月17日（月）から令和8年8月24日（月）まで
（ただし、山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

郵送の場合、令和8年8月24日（月）17時必着

受付方法 : 申請書類一式を持参または郵送により提出してください。

受付場所 : 山梨県農政部食糧水産課

郵送提出先 : 〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁別館2階）

提出部数 : A4判とし、正本1部、副本9部を提出してください。

原本のみ押印し（袋とじや割印をする必要はありません）、副本には原本証明をしてください。

正本、副本とも目次・ページを付け、2穴綴じファイルに綴じてください。

3 指定管理業務の実施に関する計画書の作成

(1) 指定管理業務の実施に関する計画書

指定管理業務の実施に関する計画書の作成に当たっては、「募集要項」、「山梨県立富士湧水の里水族館施設管理運営業務の内容及び基準」等に記載されていることを遵守してください。また、法令等に定められていることについては、これを遵守してください。

- ① 収支計画書（様式2-②その2）は、指定全期間にわたる収支予測を年度別に作成してください。
- ② 指定管理業務の実施に関する計画書の作成に用いる言語、通貨及び単位は、原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位としてください。
- ③ 指定管理業務の実施に関する計画書は、A4判で作成してください。また、ページ数を中央下に表記してください。

第5 指定管理者の候補者の選定

選定委員会が、提出された申請書について審査基準に基づいて審査し、指定管理者の候補者を選定します。

1 選定委員会

選定委員会開催結果の公表を山梨県農政部食糧水産課ホームページに掲載します。

<https://www.pref.yamanashi.jp/shokusui/index.html>

また、選定委員は、次期指定管理者の候補者が決定された後に公表を行います。

2 審査基準

審査基準（審査の項目及び審査配点等）は、次のとおりです。

《審査基準例》

審査基準(例)	審査項目(例)	審査のポイント(例)	配点		確認する書類
1 施設の管理運営の方針等の総合的な事項	・ 施設の設置目的及び県が示した管理の方針	・ 県が示した管理の方針と申請者が提案した運営方針が合致するか	5	10	・ 様式2-①
	・ 収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	・ 収入、支出積算と事業計画の整合性は図られているか ・ 収支計画の実現可能性はあるか	5		・ 様式2-②その1 ・ 様式2-②その2
2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	・ 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	・ 年間の広報計画の内容は適切か ・ 利用拡大の取組内容は十分か	5	40	・ 様式2-③
	・ 地域貢献による事業効果	・ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか ・ 施設所在周辺地域の活性化、地域との交流による施設運営の向上等の視点からの事業の実現性、事業効果は	5		・ 様式2-④
	・ 市町村との連携による事業効果	・ 施設所在周辺市町村と連携しての効果的な施設運営、地域活性化の取り組みに係る事業の実現性、事業効果は期待できるか	5		・ 様式2-⑤
	・ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	・ サービス向上のための取組内容は適 ・ 募集要項に示した内容への提案は適 ・ 指定管理業務のうち指定管理者が自ら提案する事業は県が意図した企画となっているか ・ 施設の設備、機能を活用した内容となっているか	15		・ 様式2-⑥
	・ 施設運営の課題に対する事業効果	・ 県が提示する課題に対する事業について、実現性、事業効果が期待でき	10		・ 様式2-⑦
3 事業計画の内容が施設の適正かつ効率的な維持管理を図ること	・ 施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	・ 求めている内容が事業計画書で提案されているか ・ 施設管理、安全管理は適切か	10	15	・ 様式2-⑧
	・ 施設の維持管理の効率性	・ 維持管理は効率的に計画されているか	5		・ 様式2-⑨
4 県民の平等な利用を確保することができるものであること	・ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・ 生活弱者等へ配慮されているか ・ 事業等の内容に偏りがないか	5	5	・ 様式2-⑩
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力を有していること	・ 安定的な運営が可能となる人的能力	・ 職員体制は十分か ・ 職員採用・確保の方策は適切か ・ 職員の指導育成、研修体制は十分か	5	10	・ 様式2-⑪その1 ・ 様式2-⑪その2
	・ 安定的な運営が可能となる経理的基盤	・ 申請者の財務状況は健全か ・ 金融機関、出資者等の支援体制は十	5		・ 様式2-⑫
6 施設の管理運営に係る経費	・ 施設の管理運営に係る経費の内容	・ 提案額の比較	15	20	・ 様式2-⑬
	・ 県への納付額の内容	・ 納付率の比較	5		・ 様式2-⑭
合計点数			100		

3 一次審査

提出された「法人等概要書」等により資格審査を行います。一次審査の結果は、8月27日までに申請者に文書で通知します。申請状況については、一次審査終了後に申請者数を山梨県農政部食糧水産課のホームページで公表します。

4 二次審査

一次審査通過団体による書類審査及びヒアリングを実施します。ヒアリングは、提出された「指定管理業務の実施に関する計画書」の内容を選定委員に説明し、選定委員の質問に回答するという形式で行います。この際、「指定管理業務の実施に関する計画書」に記載していないことは説明できません。

申請者から提出された「指定管理業務の実施に関する計画書」等を審査した結果、高位の評価を得た順に順位を決定します。ただし、二次審査において総得点が一位であっても一定基準に満たない場合、又は得点が著しく低い審査項目がある場合は候補者に選定しないことがあります。

第6 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

1 指定管理者の候補者の決定

指定管理者選定委員会による選定結果に基づき、知事が候補者を決定し、二次審査を受けた団体に対して10月20日頃までに選定結果を通知し、追って申請者名（共同体の場合は、構成団体名、代表団体名、構成員名）、提案価格、審査点数、選定理由を公表します。

2 候補者との協議

候補者と指定管理業務の細目について協議を行い、この内容を仮協定（確認書）として締結します。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。

候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった申請者を指定管理者の候補者として協議を行います。

3 指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。指定管理者の指定をしたときは、その旨を文書で通知します。

4 指定管理者との協定締結

県と指定管理者は、先に実施した仮協定を前提に、更に指定管理業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結します。

協定は、指定全期間を通じた基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの委託料の額等を定めた「年度協定」を定めることとします。

(1) 基本協定の内容（予定）

- 管理業務の内容に関する事項
- 遵守事項
- 協定の期間等に関する事項

- 納付額に関する事項
- 委託料に関する事項
- 管理業務に関するリスク分担に関する事項
- 業務計画書の提出に関する事項
- 利用者の満足度調査等の実施・報告に関する事項
- 定期報告事項
- 業務状況の聴取、対面による意見交換等の実施に関する事項
- 事業報告書の提出に関する事項
- 業務実施状況の確認・評価に関する事項
- 秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項
- 管理業務の継続が困難となった場合の措置等に関する事項
- 指定の取消し等に関する事項
- 損害賠償に関する事項
- 施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
- 権利譲渡等の制限に関する事項 他

(指定管理者が共同事業体方式の場合は次の事項が加わります)

- 代表団体に係る倒産の場合による指定管理者の指定の取消し等に関する事項
- 代表団体、構成員の重要事項の変更にに関する事項
- 代表団体の地位、構成員の責任に関する事項
- 構成員の脱退に対する措置に関する事項 他

(注) 協定の締結にあたっては共同体の構成員すべてを協定当事者とし、協定に関する責任は共同体の構成員すべてが負うこととなります。

(複数の会社が指定管理業務を行うために新たに会社を設立した場合は次の事項が加わります)

- 事務所の所在地、定款の目的、資本の額並びに株主及びその持ち分割合等の事項を変更する場合の事前協議に関する事項 他

※新たに設立した会社の設立者以外の者に新株を発行しようとする場合、又は設立者が設立者以外の者に株式を譲渡しようとする場合については、事前に県と指定管理者並びに出資者の3者間による協定の締結が別途必要となります。

(2) 年度協定の主な内容 (予定)

- 管理業務の内容に関する事項
- 委託料の額に関する事項 他

第7 指定管理業務の適正な実施に関する事項

1 指定管理業務の再委託等の制限

指定管理者が指定管理業務の全部を一括して、又は指定管理業務の主たる部分を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできません。

指定管理業務の一部分のみを第三者に委託又は請け負わせる場合には、あらかじめ県に申請し、承認を受けることとします。

2 暴力団の排除

指定管理者は、施設を暴力団の活動に利用させることはできません。

3 個人情報の取扱い

指定管理者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）の規定に従い、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。この場合において、指定管理者は、県と協議の上で別に定める個人情報の保護に関する要綱に基づいて、指定管理業務を通じて取り扱う個人情報の保護を行うものとします。

4 情報公開への対応

指定管理者は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）の規定により県と協議の上で別に定める情報公開に関する要綱に基づいて、指定管理業務を通じて取り扱う文書の公開を行うものとします。

5 文書の管理・保存

指定管理者は、指定管理業務に係る文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとします。なお、文書の保存期間は、山梨県行政文書管理規程第35条第2項の規定に準じて定めてください。

6 保険への加入

利用者に係る保険は、次のとおり指定管理者が加入するものとします。

加入する賠償責任保険とその内容

ア 施設賠償責任保険

県と指定管理者双方が被保険者となる賠償責任保険としてください。

対人賠償 1名につき 1億円以上

1事故につき 3億円以上

対物賠償 1事故につき 500万円以上

イ 自動車保険

(ア) 自家用小型貨物（1台）

対人賠償 無制限

対物賠償 無制限、人身傷害：5,000万円、搭乗者1,000万円

(イ) 自家用軽4貨物（1台）

対人賠償 無制限

対物賠償 無制限、人身傷害：5,000万円、搭乗者1,000万円

ウ 動産総合保険

金庫・券売機内保管中：200万円

銀行搬送中：200万円

エ ボランティア保険

死亡・後遺障害の場合：1,000万円

入院日額：1万円

通院日額：5千円

7 電気調達の契約

指定管理者が電気事業者を選定し、契約を締結するものとします。

なお、電気料の削減が見込まれるなど、県有施設の一括入札による電気調達の実施を行うことが適切であると県が判断した際は、入札参加について県と指定管理者（又は指定管理者の候補者）は協議するものとします。

8 キャッシュレス決済の導入

指定管理者は、令和9年4月までにキャッシュレス決済を導入することとします。

施設利用料について、多様な決済手段（クレジットカード、電子マネー、コード決済）に対応することとします。

9 不可抗力等発生時の対応

不可抗力その他の県及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由等が発生した場合、指定管理者は、速やかに県に連絡するとともに、被害を最小限に止めるよう早急に対応措置をとる義務を負います。また、県が避難所、広域防災拠点等のため施設の利用制限、応急活動への参加等を要請したときは、県の指示に従わなければなりません。

なお、避難所等としての使用その他災害対応による費用負担等については別途協議するものとします。

10 備品及び備品相当品

県は指定管理者に、水族館の管理・運営に必要となる備品及び備品相当品（県有備品一覧表参照）について貸与します。

指定管理者が管理運営費（第3の6（1）～（3）の収入）で購入した備品及び備品相当品は、指定期間中又は当該期間終了後には県に帰属することとします。

指定管理者が自ら所有する物品を持ち込んだ場合及び指定管理者が管理運営費以外の経費により購入した物品については、指定管理者に帰属し指定期間終了時には指定管理者が自らの費用と責任で撤去・撤収してください。ただし、県と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は県又は県が指定するものに対して引継ぐことができます。

11 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、法人等の口座とは別の口座で管理してください。

また、会計処理においては、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理、それ以外の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理してください。

12 法令等の遵守

指定管理者は、指定管理業務の遂行に関連する法規を遵守しなければなりません。

特に、以下の法令に留意してください。

- (1) 地方自治法第244条第2項、第3項
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）などの労働関係法令
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- (4) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）

- 号)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、漁業法(昭和24年法律第267号)、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)
- (5) 条例、山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則(平成13年山梨県規則第7号)、山梨県個人情報保護条例、山梨県情報公開条例、山梨県漁業調整規則(令和2年11月30日山梨県規則第52号)、忍野村さかな公園設置及び管理条例(平成13年忍野村条例第10号)
- (6) その他水族館内で管理運営する業務に関連するすべての法令

第8 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置について

指定管理者との協定に基づく指定期間中において、指定管理者による指定管理業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、指定管理者は、速やかに県に報告しなければなりません。県は指定の取消し又は期間を定めた指定管理業務の全部若しくは一部の停止の措置をとることができます。

2 その他の事由により指定管理業務の継続が困難となった場合

不可抗力その他県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、指定管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、指定管理業務の全部若しくは一部の継続の可否について協議するものとします。

3 指定管理業務の引継ぎ

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより指定管理業務を引き継ぐ場合には、県が定める期間内に、県又は県が指定した者に対して指定管理業務を引き継ぐとともに必要なデータ等を遅滞なく提供しなければなりません。

なお、新たに指定管理者に指定された者への引継ぎ内容については、募集要項、仕様書に基づき仮協定の締結までに県と協議の上、決定します。

引継ぎに必要な指定管理者の費用は、指定管理者の負担とします。

第9 申請に関する留意事項

1 審査の対象又は候補者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は候補者から除外します。

- (1) 選定委員会の委員又は申請に関する業務に従事する県職員若しくは関係者に対し、申請について不正な接触をし、又は接触を求めた場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽記載又は不正行為があった場合
- (3) 第4の1に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合又は満たさなくなった場合

- (4) 申請者による指定管理業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として相応しくないと県が認めた場合
- (6) その他不正な行為があったと県が認めた場合

2 指定管理業務開始前における指定の取消し

指定管理者が指定管理業務を開始する前においても次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由がなく協定の締結に応じない場合
- (2) 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、指定管理業務の履行が確実にないと県が認めた場合
- (3) 第9の1の各項目に該当する場合

3 申請書類等の取扱い

(1) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権は申請者に帰属します。

なお、指定管理者の選定及び指定において公表する必要がある場合その他県が必要と認めるときは、県は、申請者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとし、

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとし、

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 返却等

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配付します。また、提出された申請書類は、返却しません。

(5) 公表

申請書類は、個人情報を除き情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。

4 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

5 その他

- (1) 水族館に複数の申請（共同体の構成員としての申請を含む。）をすることはできません。なお、県の他の施設に関して指定の申請をすることは可能です。
- (2) 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、指定管理者指定申請辞退届（様式10）により届け出てください。
- (3) 県では、新たな財源を確保し、もって県民サービスの維持・向上を図るため、ネーミングライツ制度を導入しており、本施設にも同制度により愛称が付与される可能性があります。指定管理者は、ネーミングライツの導入に関する県の検討・実施に協

力することとします。

※ ネーミングライツ制度とは、県の施設等の名称に「愛称」として団体名・商品名等を付与していただき、ネーミングライツスポンサー（施設命名権者）から対価を得るものです。

第10 事業実施状況のモニタリング（業務の確認・検証）等

1 モニタリング、評価の実施

県は、施設が設置目的に沿って適切に管理され、必要なサービス水準が確保できるよう、指定期間中の指定管理業務等の実施状況を把握するモニタリングを行います。

県は、仕様書に基づき指定管理者から提出される定期報告書、事業報告書、利用者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告、現地調査、指定管理者との対面による意見交換等により、業務の実施状況をモニタリングし、その結果を評価します。

モニタリングの結果、施策を推進する業務の効果が不十分など仕様書や業務計画書に記載された事項等が達成されておらず、業務の改善が必要な場合は、県と協議の上、対策を講じるものとします。

モニタリング、評価は次の方法により行います。

(1) 県が行う評価

県は、指定期間が始まる前までに指定管理者と協議し別途定める「指定管理業務のモニタリング実施要領」に基づき、指定期間中の指定管理者の管理運営状況（利用状況、事業計画の達成状況、収支状況等）についての事業評価を実施します。

結果については、県のホームページ等で公表します。

(2) 指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、毎事業年度終了後、指定管理業務及び自主事業の自己評価を行い、県に「指定管理施設の管理運営状況評価書」（モニタリングシート）を提出するものとします。

(3) 利用者の満足度調査の実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、利用者の満足度、意見・苦情等をアンケート調査等で把握し、その結果及び対応策について県に報告するものとします。

また、利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務日報に記録し、県へ報告していただきます。

(4) その他

指定管理者は、施設の維持管理・運営に当たっては、県の「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」に準じて省エネルギーの推進及び地球温暖化の防止に努めるとともに、省資源の推進、廃棄物の削減・リサイクルの徹底等、環境負荷の低減に努め、エネルギーの使用状況等については、県に報告していただきます。

2 県の監査委員等による監査

県の監査委員又は県の外部監査契約に基づく監査人、県議会が必要と認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

3 指定管理業務開始後の指定の取消し等

県は、次の場合、指定管理者の指定の取消し等の措置を行う場合があります。

(1) 指定の取消し等

指定管理者による指定管理業務の実施状況が、基本協定で規定する取消事由等に該当すると認められる場合には、県は、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

なお、基本協定で規定する取消事由等は、次のような状況を想定しています。

- ① 定期報告書、事業報告書等を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき
- ② 関係法令、条例、規則又は基本協定書の規定に基づく県の指示に従わないとき、又は指示によっても指定管理業務の内容に改善がみられないとき
- ③ 関係法令、条例、規則又は基本協定書の規定に違反したとき
- ④ 法人等の経営状況の悪化等により、指定管理業務を継続することができないと認められるとき
- ⑤ 組織的な違法行為により著しく社会的信用を損なう場合等、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上不相当であると認められるとき
- ⑥ 暴力団排除対象法人等に該当すると認められるとき
- ⑦ その他管理を継続させることが適当でないと認められるとき

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は指定管理業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、県に生じた損害・損失や増加費用を賠償しなければなりません。その他の場合は、県と指定管理者は協議するものとします。

第11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

山梨県農政部食糧水産課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁別館2階）

電話：055-223-1614（ダイヤルイン）

メールアドレス：shokusui@pref.yamanashi.lg.jp

(様式1)

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

主たる事務所等の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上、申請します。

(別紙)

【提出書類一覧表】

様式	項目	提出の有無
様式2	指定管理業務の実施に関する計画書	
	①施設の設置目的及び県が示した管理の方針	
	②収支計画の内容、的確性及び実現の可能性（収支計画書）	
	③利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	
	④地域貢献による事業効果	
	⑤市町村との連携による事業効果	
	⑥サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
	⑦施設運営の課題に対する事業効果	
	⑧施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	
	⑨施設の維持管理の効率性	
	⑩平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	
	⑪安定的な運営が可能となる人的能力（人員配置計画）	
	⑫安定的な運営が可能となる経理的基盤	
	⑬施設の管理運営に係る経費の内容	
⑭県への納付額の内容		
様式3	法人等概要書	
様式4	誓約書	
様式5	構成員届（共同体の場合）	
様式6	各団体の役割、責任分担に関する事項（共同体の場合）	
様式7	委任状（共同体の場合）	
付属書類	定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類	
	登記事項証明書等	
	印鑑証明書	
	収支予算書	
	事業（営業）報告書	
	貸借対照表	
	損益計算書	
	連結決算書	
	法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書	

(様式2)

指定管理業務の実施に関する計画書

施設名	山梨県立富士湧水の里水族館
所在地	
団体名	
代表者氏名	
T E L	
F A X	
メールアドレス	
担当者所属	
担当者氏名	

(様式 2 - ①)

「施設の設置目的及び県が示した管理の方針」

水族館の設置目的を踏まえ、魅力ある施設運営を目指すための運営方針について記入してください。

(様式 2-② その 1)

「収支計画の内容、的確性及び実現の可能性」

水族館の管理運営にあたっての収入と支出の積算とともに、効率的な管理運営や経費の縮減に関する方針や創意工夫について記入してください。

(様式2-② その2)

「収支計画書」

「収支計画書」

(単位:千円)

区 分		R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	備考	
収 入	利用料金収入								
	委託料								
	自動販売機								
	売店								
	その他								
収入合計(A)									
支 出	人 件 費	給与							
		手当等							
		法定福利費							
		賃金							
	エ ネ ル ギ ー 費	電気料							
		ガス							
		灯油							
		ガソリン							
	そ の 他 物 件 費	修繕費							
		委託費							
		原材料費							
		報償費							
		旅費							
		交際費							
		消耗品費							
		燃料費							
		印刷製本費							
		運賃運搬費							
		広告料							
		手数料							
		保険料							
		使用料及び賃借料							
		備品購入費							
		負担金							
	公租公課費								
	支出合計(B)								
	(A) - (B)								

(単位：千円)

利用料金収入の内訳

(上段:利用件数、下段:収入金額)

区分		R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	備考
単								
価								
合計								

- 利用料金収入については、令和9年4月1日から施行される利用料金の限度額の範囲内で算定してください。
- スライド制度の導入に伴い、収支計画書は選定年度の4月1日以降の賃金や物価の変動分は織り込まずに記載してください。
- 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。
- 内容欄は適宜追加してください。
- 積算根拠となる資料（税抜価格と消費税が区別できること。様式自由。A4縦、横書）を提出してください。
- 指定管理業務と自主事業は別葉で提出してください。

(様式 2 - ③)

「利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果」

利用促進、利用者増に関する目標値を記載するとともに、その方針や具体的手法を記入してください。

(様式 2-④)

「地域貢献による事業効果」

地域、関係機関、ボランティア等との連携について、方針及び具体的手法を記入してください。

(様式 2-⑤)

「市町村との連携による事業効果」

周辺市町村と連携しての効果的な施設運営や地域活性化の取り組みについて、具体的な方法と期待できる効果について記入してください。

(様式2-⑥)

「サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果」

利用者サービスの向上を図るための取り組みについて、利用者ニーズの把握と管理運営への反映方法、トラブルや苦情への対処方法なども含め記入してください。

また、自主事業を実施する予定がある場合は、その内容を記入（様式任意）してください。

(様式 2-⑦)

「施設運営の課題に対する事業効果」

施設運営の課題（○利用者の自然保護に対する理解を深め、内水面漁業の振興に資する、○利用者の増加）に対する方策とその事業効果について記入してください。

(様式 2 - ⑧)

「施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性」

水族館の日常的、定期的な安全管理、植栽管理、衛生、設備保守点検、施設の修繕等について、基本的な考え方及び重視するポイントを記入してください。

(様式 2 - ⑨)

「施設の維持管理の効率性」

水族館の維持管理について、業務ごとに具体的な方法、内容、頻度等を記入するとともに、年間の作業計画表（様式任意）を作成してください。

(様式 2 - ⑩)

「平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果」

水族館を管理運営する上で、利用者の平等な利用の確保を図るための方針、具体的手法を記入してください。

(様式 2-⑪ その 1)

「安定的な運営が可能となる人的能力」

水族館にどのような能力（資格等）や雇用形態の職員を配置して業務を遂行するか、「人員配置計画」を作成するとともに、責任体制・業務実施体制・研修体制も含め、具体的かつ現実的な計画を記入してください。

(様式 2 - ⑫)

「安定的な運営が可能となる経理的基盤」

団体の財務状況や、金融機関及び出資者等の支援体制を記入してください。

(様式 2 - ⑬)

「施設の管理運営に係る経費の内容」

施設の管理運営に係る経費について記入してください。

(様式 2 - ⑭)

「県への納付額の内容」

県への納付額の内容について記入してください。

(様式3)

「法人等概要書」

種別	一般財団法人 公益財団法人 一般社団法人 公益社団法人 社会福祉法人 NPO法人 株式会社 有限会社 その他の法人 () その他の団体 ()
団体名	
代表者氏名	
主たる事務所等の所在地	
設立年月日	
資本金又は基本財産	千円
売上高	千円
社員(職員)数	人
業務内容	
法人等の特色	
実績	類似業務の運営実績 ・施設の概要 (施設名称、所在地、施設規模) ・業務の概要 (業務内容、管理運営体制、管理運営業務、期間、受注額、発注者等)

※ 種別欄は、該当するものを○印で囲んでください。その他の法人又はその他の団体については、()内に内容を記入してください。

※ 社員(職員)数欄は、申請時の人数を記入してください。

※ 会社概要等がある場合は、添付してください。

(様式 4 - ①)

誓 約 書

山梨県知事 殿

年 月 日

所在地

団体名

代表者氏名

印

(共同体の場合、構成員連名で押印してください)

山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理者指定申請を行うに当たり、次の事項について真実に相違ありません。

- 指定管理者募集要項第 4 の 1 の申請資格要件を満たしています。
- 提出した申請書類に虚偽または不正はありません。

(様式4-②)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではありません。

年 月 日

山梨県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日 年 月 日

(様式5)

構 成 員 届

年 月 日

山梨県知事 殿

共同体の名称
共同体の主たる事務所等所在地

構成員（代表者）	所在地		
	名称		
	代表者氏名		印

構成員	所在地		
	名称		
	代表者氏名		印

構成員	所在地		
	名称		
	代表者氏名		印

このたび、山梨県立富士湧水の里水族館における指定管理者の指定を受けるため、共同体を結成しましたので届け出ます。

(様式6)

各団体の役割、責任分担に関する事項

A large empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page. It is intended for the user to provide details regarding the roles and responsibilities of various groups.

※共同体の規約等（案も可）を添付してください。

(様式7)

委 任 状

山梨県知事 殿

共同体の名称

構成員 (代表者)	所在地	
	名称	
	代表者氏名	印

構成員	所在地	
	名称	
	代表者氏名	印

私は、次の共同体代表者を代理人と定め、当共同体が存続する間、次の権限を委任します。

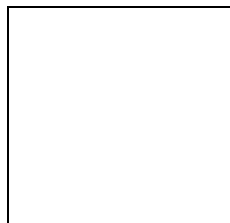
受任者

	所在地
共同体の代表者	名 称
	代表者氏名

委任事項

- 1 山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 山梨県と山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理業務についての協定書の締結
- 3 山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理業務についての委託料の請求及び受領

受任者印



(様式 8)

業務説明会及び現地見学会の参加申込書

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
団体名
代表者氏名

山梨県立富士湧水の里水族館指定管理者募集にかかる業務説明会及び現地見学会について、次のとおり申し込みます。

参加者

氏 名	役 職	連 絡 先
		T E L
		F A X
		E-mail

(様式 9)

募集に関する質問書

年 月 日

所在地
団体名
代表者氏名
担当者
TEL
FAX
E-mail

(質問の内容)

(様式10)

指定管理者指定申請辞退届

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

印

山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理者の指定を受けるため 年 月 日申請書を提出しましたが、以下の理由により辞退したいので届け出ます。

申請辞退

○山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例

平成十三年三月二十九日

山梨県条例第四号

改正 平成一八年一〇月一九日条例第五八号

平成二〇年三月二八日条例第一四号

平成二六年三月二八日条例第四八号

平成二九年三月一四日条例第四号

平成三一年三月二九日条例第二三号

令和八年三月三十日条例第二四号

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例をここに公布する。

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例

(設置)

第一条 県民に魚とのふれあいの場を提供することにより、自然保護に対する理解を深め、併せて内水面漁業の振興に資するため、水族館を設置する。

(名称及び位置)

第二条 水族館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立富士湧水の里水族館

位置 南都留郡忍野村

(事業)

第三条 山梨県立富士湧水の里水族館（以下「水族館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- 一 水産動植物を飼養し、栽培し、及び展示すること。
- 二 水産動植物に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 三 水産動植物に関する講習会及び催しを開催すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、水族館の設置の目的を達成するため必要な事業

(平二〇条例一四・全改)

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に水族館の管理を行わせるものとする。

(平二〇条例一四・全改)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 第三条第一号、第三号及び第四号に掲げる事業に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(平二〇条例一四・追加)

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、水族館の効用を発揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、水族館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(平二〇条例一四・追加)

(休館日)

第七条 水族館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる日が一月二日、同月三日、四月三十日から五月五日までの日又は八月十三日から同月十六日までの日である場合には、休館日としないものとする。

- 一 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（次号において「休日」という。）である場合を除く。）
- 二 休日の翌日（この日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）
- 三 十二月二十八日から翌年の一月一日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(平二〇条例一四・旧第五条繰下・一部改正)

(開館時間)

第八条 水族館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

(平二〇条例一四・追加)

(利用の承認等)

第九条 水族館を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設又は設備器具若しくは水産動植物を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

(平二〇条例一四・追加、平二九条例四・一部改正)

(承認の取消し)

第十条 指定管理者は、水族館を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(平二〇条例一四・追加)

(利用料金)

第十一条 第九条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係る水族館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(平二〇条例一四・追加、平二九条例四・一部改正)

(利用料金の還付)

第十二条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、水族館を利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(平二〇条例一四・追加)

(利用料金の減免)

第十三条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平二〇条例一四・追加)

(事業報告書の作成及び提出)

第十四条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 水族館の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、水族館の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

(平二〇条例一四・追加)

(知事による管理)

第十五条 第四条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第五条に規定する水族館の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第七条第二項及び第八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に水族館の利用の承認が含まれるときに限る。）における第九条及び第十条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第九条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第九条第一項の承認を受けた者は、第十一条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

- 5 前項の場合における第十二条、第十三条及び別表の規定の適用については、第十二条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十三条中「指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、同表中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」と、「定期利用料金限度額」とあるのは「定期使用料の限度額」と、同表備考中「定期利用料金」とあるのは「定期使用料」とする。
- 6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第九条第一項及び第十一条第一項の規定の適用については、第九条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十一条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十五条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

(平二九条例四・追加)

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二〇条例一四・旧第八条繰下、平二九条例四・旧第十五条繰下)

附 則

この条例は、平成十三年四月二十五日から施行する。

附 則 (平成一八年条例第五八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年条例第一四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 知事は、この条例の施行の前においても、この条例による改正後の山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立富士湧水の里水族館の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

附 則 (平成二六年条例第四八号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年条例第四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年条例第二三号）

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（令和八年条例第二四号）

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

別表（第十一条、第十五条関係）

（平一八条例五八・全改、平二〇条例一四・平二六条例四八・平二九条例四・平三
一条例二三・令八条例二四・一部改正）

区分	利用料金限度額		定期利用料金限度額
	個人	団体	
一般、大学生及び高校生	一人につき 四七〇 円	一人につき 三八〇 円	一人につき 一、四一 〇円
中学生及び小学生	一人につき 二二〇 円	一人につき 一九〇 円	一人につき 七一〇円

備考

- 一 団体とは、二十人以上をいう。
- 二 定期利用料金は、第九条第一項の承認の日から起算して一年間の利用を単位とする。

○山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則

平成十三年三月二十九日

山梨県規則第七号

改正 平成一四年三月二九日規則第三〇号

平成一七年三月二八日規則第一二号

平成一八年三月三〇日規則第一号

平成一八年一〇月一九日規則第五五号

平成一九年三月二二日規則第三号

平成二〇年三月二八日規則第一五号

令和七年十二月二四日規則第五五号

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例（平成十三年山梨県条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第六条第一項の規定による山梨県立富士湧水の里水族館（次条において「水族館」という。）の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(平二〇規則一五・全改)

(利用料金の減額又は免除)

第三条 条例第十三条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除するこ

とができる額は当該各号に定める額とする。

- 一 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者及びその介護を行う者が、水族館を利用する場合 利用料金の全額
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（次号において「小学校等」という。）の児童又は生徒が、土曜日に水族館を利用する場合 利用料金の全額
- 三 県内の小学校等の児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動として水族館を利用する場合 利用料金の全額
（平二〇規則一五・全改）

附 則

この規則は、平成十三年四月二十五日から施行する。

附 則（平成一四年規則第三〇号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一二号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第一号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第三号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第一五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成二十年山梨県条例第十四号）附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立富士湧水の里水族館の管理に関し地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規

則による改正後の山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

附 則（令和七年規則第五五号）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

別記様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

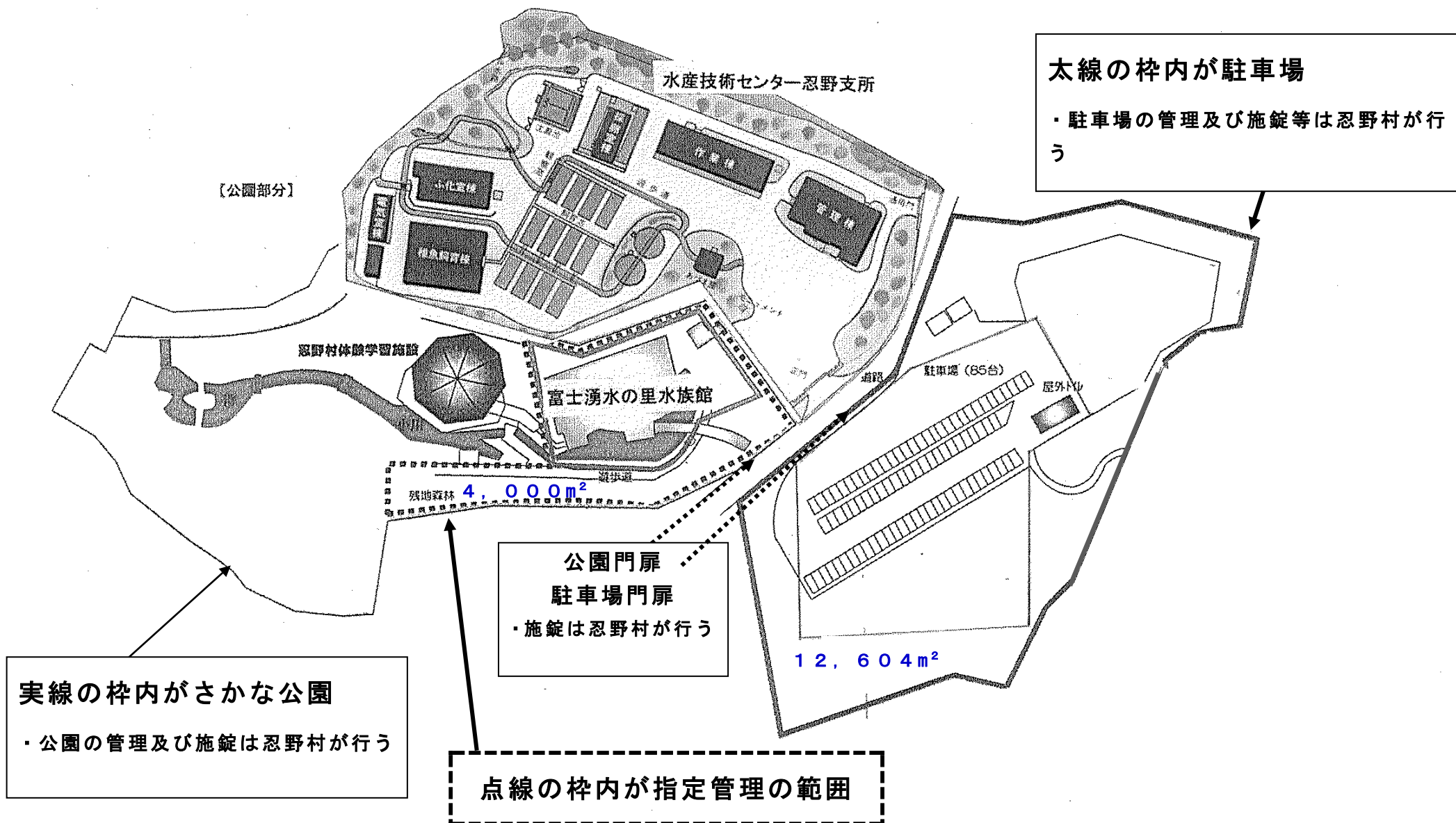
代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

配置図



館内図(令和6年6月現在)

3 マイクロアクリウムコーナー

国内でも珍しい神出鬼没な淡水クラゲ(マミズクラゲ)の通年展示をしており、海水に生息する(ミズクラゲ)との比較や田んぼに生息する小さなプランクトンなどを観察できます。

ミズクラゲ



マミズクラゲ



2 ミヤイリガイと地方病

かつて山梨県を中心に猛威を振っていた地方病。その病気に深く関わっていた(ミヤイリガイ)の生体を日本でも唯一展示しています。

ミヤイリガイ



1 企画水槽(2F)

企画水槽(1F)と同様に、定期的にテーマを変え、淡水魚だけでなく様々な生き物を展示しています。

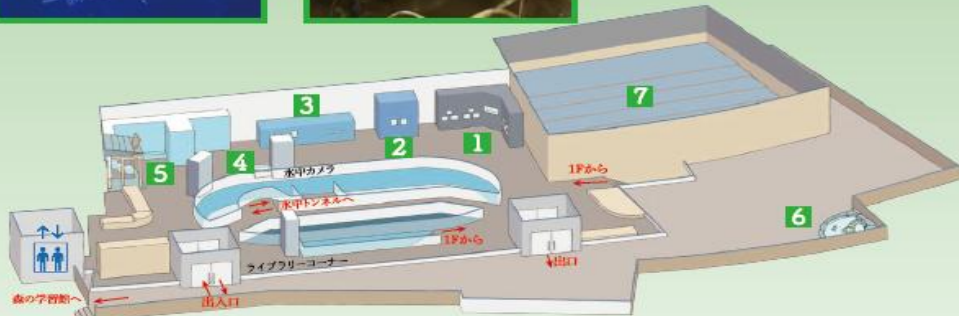


2F

4 ガラ・ルファ水槽

指を入れると寄ってくる(ガラ・ルファ)とのふれあい体験ができます。くすぐられるような感覚は大人も子供も満ちるはず。

ガラ・ルファ



5 おいしい水族館

※すし給排水は専門員に見立てた展示水槽です。飲食のご提供は行っておりません。山梨県の水産業やニジマスの養殖から流通・店頭に並ぶまで詳しく学べる展示です。山梨県内で養殖されている生き物の一覧や、養殖に関する川のぼりクイズ、飼育スタッフ考案のオリジナルレシピなども公開しており、水産業を楽しく知ることができます。



6 ビオトープ水槽・カメ池

自然に近い環境の中で過ごすカメやメダカなどを間近で観察できます。
※冬眠のため冬期はカメの展示を行っておりません。



7 シアターホール

180インチ3面のパノラマスクリーンシアターです。淡水魚の生態や生息場所をご紹介しますオリジナル映像を上映しています。
上映時間:各18分

8 深みの魚水槽

富士五湖の深淵を覗き見る水槽。藍色に光る(ヒメマス)の群れや、岩の隙間やボートの影に潜む(オクチチバス)などが見られます。



7 川の魚水槽

山梨県内の源流域から中流域までの川に生息する魚が観察できます。(ヤマメ)や(オイカワ)など生息域ごとに異なる魚種が暮らしています。



6 企画水槽(1F)

約3か月ごとにテーマが変わる企画展示水槽です。
※期間・内容等はHPをご覧ください。



5 小さな生き物水槽

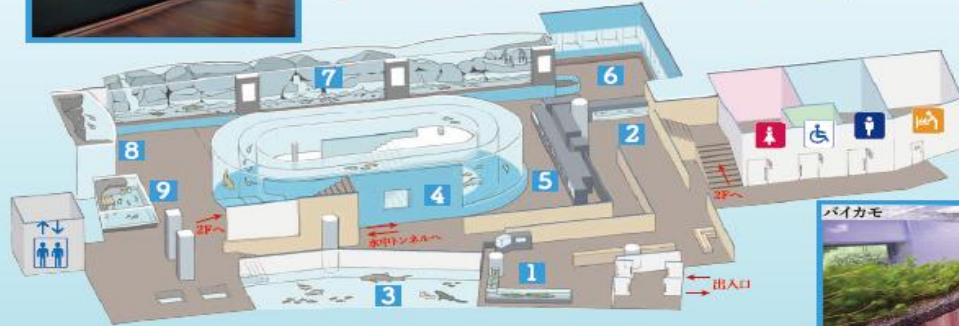
山梨県内に生息する両生類・甲殻類・水生昆虫などの小さな生き物たちを観察できます。



1F

9 岸辺の魚水槽

富士五湖の浅瀬を再現した水槽。稚仔魚のゆりかごである岸辺や棧橋の下などに多くの生き物を見ることができます。



4 二重回遊水槽

水量約350トンのドーナツ型水槽は内側と外側の二重構造になっており、8種5,000匹ものマスを展示しています。魚を下から見上げる水中トンネルや水槽の内側に入れる階段もあり、様々な角度から観察できます。



3 横見水槽・外池

水族館を囲う外池を横から観察できる水槽。壁に寄りながら大きな(チョウザメ)や(ニジマス)たちが優雅に泳ぐ姿に癒されます。



2 希少な生き物水槽

山梨県の天然記念物に指定されている(フジマリモ)や、全国的に数が減少している(ホトケドジョウ)など、県内に生息する希少な生き物たちを展示しています。馴染み深い生き物も絶滅の危機に瀕していることを知ることができます。
※生き物の体調などにより表示内容やイベントを変更する場合がございます。予めご了承ください。



1 エントランス水槽

清流の象徴とも言われる(バイカモ)や(フサビ)などを展示しています。



1 エントランス水槽

清流の象徴とも言われる(バイカモ)や(フサビ)などを展示しています。



2 希少な生き物水槽

山梨県の天然記念物に指定されている(フジマリモ)や、全国的に数が減少している(ホトケドジョウ)など、県内に生息する希少な生き物たちを展示しています。馴染み深い生き物も絶滅の危機に瀕していることを知ることができます。
※生き物の体調などにより表示内容やイベントを変更する場合がございます。予めご了承ください。

資料5

山梨県立富士湧水の里水族館利用者数(R5～7)

区分	個人		団体		定期利用券		無料	合計	
	大人	小人	大人	小人	大人	小人			
R5	4月	6,313	1,037	240	103	24	3	2,896	10,616
	5月	9,723	1,643	517	454	22	1	4,951	17,311
	6月	7,028	666	594	1,529	14	3	3,061	12,895
	7月	12,650	2,195	849	1,321	43	2	5,746	22,806
	8月	21,729	5,632	1,162	1,059	27	4	8,203	37,816
	9月	9,583	1,039	1,067	2,141	18	0	4,426	18,274
	10月	7,375	1,163	939	1,228	16	3	3,937	14,661
	11月	5,741	664	668	169	9	0	3,629	10,880
	12月	3,016	347	146	31	15	0	1,306	4,861
	1月	4,339	759	149	30	16	1	2,132	7,426
	2月	4,101	438	214	53	12	0	1,716	6,534
	3月	6,952	1,083	320	133	20	4	3,058	11,570
	総合計	98,550	16,666	6,865	8,251	236	21	45,061	175,650
R6	4月	6,329	1,127	579	79	23	2	2,667	10,806
	5月	8,718	1,231	360	523	21	2	4,688	15,543
	6月	7,205	831	454	1,137	36	5	3,675	13,343
	7月	12,028	2,240	776	2,082	42	9	5,850	23,027
	8月	22,488	5,318	982	1,084	27	3	7,997	37,899
	9月	11,450	1,467	821	1,933	26	4	4,710	20,411
	10月	7,378	907	589	2,465	20	2	4,061	15,422
	11月	6,235	704	544	366	17	0	4,012	11,878
	12月	3,964	526	164	35	8	2	1,815	6,514
	1月	4,231	654	150	18	18	1	1,973	7,045
	2月	4,392	521	149	18	10	1	1,847	6,938
	3月	7,229	1,020	329	117	22	1	2,879	11,597
	総合計	101,647	16,546	5,897	9,857	270	32	46,174	180,423
R7	4月	6,597	979	642	89	20	3	2,692	11,022
	5月	10,403	1,304	440	857	35	3	4,926	17,968
	6月	7,553	783	448	1,557	22	4	3,708	14,075
	7月	12,073	1,967	700	2,100	36	7	5,539	22,422
	8月	25,236	5,665	845	1,006	51	8	9,203	42,014
	9月	11,876	1,149	772	1,228	28	0	4,671	19,724
	10月	8,845	840	740	2,370	21	3	4,468	17,287
	11月	7,143	844	321	286	15	1	3,634	12,244
	12月	5,722	730	268	59	8	2	1,975	8,764
	1月	5,290	567	144	11	27	0	2,382	8,421
	2月	6,289	506	785	21	13	0	2,071	9,685
	3月	11,237	1,167	1,980	102	18	3	3,274	17,781
	総合計	118,264	16,501	8,085	9,686	294	34	48,543	201,407

資料6

山梨県立富士湧水の里水族館 収支決算(R5~7)

(単位:円)

区 分	R5	R6	R7	備 考
[収入]				
利用料金収入	48,771,560	50,043,230	R7実績 が確定 次第公 表します	
委託料	35,574,403	36,747,105		
商品売り上げ	15,541,056	16,438,256		
その他収入	2,256,696	2,669,792		
収入合計	102,143,715	105,898,383	0	
[支出]				
人件費	46,436,878	47,322,912		
水道光熱費	13,686,475	15,131,933		
消耗品費	12,769,614	9,911,623		
修繕費	612,150	607,970		
賃借料	347,530	394,270		
広告宣伝費	2,138,403	1,920,701		
保守・清掃・植栽管理等	11,878,585	12,644,875		
その他支出	14,761,520	21,233,432		
支出合計	102,631,155	109,167,716	0	
収支差額	-487,440	-3,269,333	0	

資料7**富士湧水の里水族館 指定管理委託料実績額(令和5年度～7年度)**

(単位:円)

区分	5年度	6年度	7年度	8年度 (見込)	合計	平均(千円)
指定管理委託料	35,574,403	36,747,105	37,092,001	41,720,000	151,133,509	37,783
うち消費税(10%)	3,234,036	3,340,645	3,372,000	3,792,727	13,739,408	3,435
うち消費税除く	32,340,367	33,406,460	33,720,001	37,927,273	137,394,101	34,349

指定管理者制度における スライド制度の手引き

令和8年3月
山梨県

1 目的・趣旨

本県の指定管理者制度の運用では、指定期間中の賃金水準や物価の変動に伴う経費の増減については、あらかじめ事業者が想定したうえで応募するものとして、原則として、指定期間中に指定管理委託料を見直すことはしていなかった。

しかし、近年の賃金水準等の大幅な上昇傾向に鑑み、令和9年度に新たな指定期間を迎える施設から、賃金水準等に一定の変動が見られた場合に、その変動の影響を基本協定に基づき、年度当初に決定した当該年度の指定管理委託料及び次年度の指定管理委託料へ反映させる制度（以下、「スライド制度」という）を導入し、指定管理施設の適切かつ安定的な運営の確保を図ることとする。

本手引きは、スライド制度の運用に当たっての考え方、事務手続等について定めたものである。

2 スライド制度の概要

(1) 制度の概要

指定管理委託料を「人件費」「エネルギー費」「その他物件費」の3つの「スライド対象経費」に分類した上で、それぞれの経費について、賃金や物価に係る客観的な指標を元に算出したスライド率を用いて年度ごとのスライドによる増減額を算出し、当該年度の指定管理委託料及び次年度の当初指定管理委託料に反映（加算又は減算）させる。

(2) 対象施設

原則として、指定管理者制度を導入している全ての公の施設とする。

(3) 導入時期

令和9年4月1日以降に指定期間を開始する施設（更新施設を含む）から導入し、指定期間1年目の指定管理委託料から適用する。

(4) スライド対象経費とスライド率の算出に用いる客観的な指標

スライド対象経費	客観的な指標（スライド率の考え方）
人件費 （基本給及び基本給に連動して増減する賃金部分に限る。）	【山梨県人事委員会が公表する民間給与実態調査】 当該年度に公表された「民間給与（月例給）」×（12ヶ月分＋「民間における特別給の年間支給割合」）
エネルギー費 （電気・ガス・灯油・ガソリン）	【甲府市消費者物価指数（エネルギー）】 甲府市消費者物価指数（エネルギー）の前年度10月から当該年度9月までの1年間の平均値
その他物件費 （物価水準の変動によって増減する経費に限る。）	【甲府市消費者物価指数（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）】 甲府市消費者物価指数（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）前年度10月から当該年度9月までの1年間の平均値

(5) 増額又は減額を行わない範囲について (±1.5%ルール)

スライド対象経費のうち「その他物件費」については、指定期間の2年目以降、2年目のスライド対象経費を基準額とし、この基準額の±1.5%以内に収まる範囲については、指定管理委託料の見直しを行わないものとする。

スライド対象経費	増額又は減額を行わない範囲
人件費 (基本給及び基本給に連動して増減する賃金部分に限る。)	なし
エネルギー費 (電気・ガス・灯油・ガソリン)	なし
その他物件費 (物価水準の変動によって増減する経費に限る。)	【指定期間1年目】なし 【指定期間2年目以降】指定期間2年目のスライド対象経費を基準額として、基準額の±1.5%以内

3 人件費に係るスライドについて

(1) スライド制度の対象とする経費

基本協定に基づき指定管理者が提出する業務計画書に記載された人件費（賃金及び社会保険料等）のうち、基本給及び基本給の変動に伴って増減する経費とする。

【参考】労働基準法（昭和22年法律第49号）（抜粋）

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

（対象となる経費の例）

給料、賞与(期末・勤勉手当)、社会保険料 等

（対象外となる経費の例）

通勤手当、健康診断費 等

※ 指定管理者の給与形態等により手当等の内容や取扱いは異なり、一律的な区分は困難であるため、指定管理者の実情等に応じて、適切に分類するものとする。

(2) スライド対象経費の額について

① 指定期間1年目の対象経費

業務計画書と併せて提出する「スライド対象経費報告書」（様式1）に記載された人件費の金額とする。

② 指定期間2年目以降の対象経費

前年度のスライド後の対象経費とする。

(3) スライド率の算出方法

人件費に係るスライド率は、山梨県人事委員会が当該年度に公表する「民間給与実態調査」における「民間給与（月例給）」及び「民間における特別給の年間支給割合」を用いて、前年度の数値と比較して算出する。

ただし、指定期間1年目については、指定期間開始の前年度（選定年度）のスライド率と指定期間1年目のスライド率を乗じた数値を用いるものとする。

スライド率（％）＝

$$\frac{\{\text{当該年度月例給} \times (12 + \text{当該年度特別給割合})\} - \{\text{前年度月例給} \times (12 + \text{前年度特別給割合})\}}{\text{前年度月例給} \times (12 + \text{前年度特別給割合})} \times 100$$

※ スライド率は小数点第3位を四捨五入

<計算式の例>

① 指定期間1年目（1年目がR9年度の場合）

$$\frac{\{R9 \text{ 年度月例給} \times (12 + R9 \text{ 年度特別給割合})\} - \{R7 \text{ 年度月例給} \times (12 + R7 \text{ 年度特別給割合})\}}{R7 \text{ 年度月例給} \times (12 + R7 \text{ 年度特別給割合})} \times 100$$

② 指定期間2年目（2年目がR10年度の場合）

$$\frac{\{R10 \text{ 年度月例給} \times (12 + R10 \text{ 年度特別給割合})\} - \{R9 \text{ 年度月例給} \times (12 + R9 \text{ 年度特別給割合})\}}{R9 \text{ 年度月例給} \times (12 + R9 \text{ 年度特別給割合})} \times 100$$

※ 3年目以降は年度を後ろにずらして同様の計算を行う。

（4）スライド後の対象経費の算出方法

毎年度、スライド対象経費にスライド率を乗じて算出した増減額（＝スライドによる増減額）をスライド対象経費に加算又は減算した額とする。

なお、スライドによる増減額は千円未満切り捨てとする。

（5）申請上限額の算出方法

スライド対象経費にスライドによる増減額を加算又は減算した額から、当該年度の当初人件費委託料（前年度までの申請額を反映した額）を差し引いた額とする。

申請上限額がプラスとなった場合は、指定管理者は当該金額を上限に委託料の増額を申請することができる。一方、申請上限額がマイナスとなった場合は、当該金額分を指定管理委託料から減額する。

（6）臨時的な増員等に伴い人件費が変動した場合

突発的な職員の欠員や臨時的増員等、年度途中の人員構成の一時的な変更に伴う人件費の変動については、基本的に指定管理者の負担とする。

ただし、県側の事情により、指定期間中に指定管理業務の範囲等が変更され、それによって職員配置の変更が必要となり、その状況が当該年度以降も継続する等の特殊な事情が生じた場合には、スライド対象経費の額に係る変更について協議できるものとする。

【算出例1】

- 1年目の対象経費 10,000千円
- スライド率
選定年度～1年目：+6% 2年目：+3% 3年目：+3% 4年目：+3%
- 指定管理者からの申請額
1年目：400 2年目：300 3年目：400 4年目：482 とした場合

(単位：千円・税抜)

	指定期間 1年目	指定期間 2年目	指定期間 3年目	指定期間 4年目
① スライド対象経費	10,000	10,600	10,918	11,245
② スライド率 (%) ※小数点第3位を四捨五入	6.0%	3.0%	3.0%	3.0%
③ スライドによる増減額 (①×②) ※千円未満切り捨て	600	318	327	337
④ スライド後の対象経費 (①+③) (=次年度のスライド対象経費)	10,600	10,918	11,245	11,582
⑤ 当該年度の当初人件費委託料相当額	10,000	10,400	10,700	11,100
⑥ 申請上限額 (④-⑤)	600	518	545	482
⑦ 申請額 ※マイナスの場合は減額する委託料とし、指定管理者からの申請は不要	400	300	400	482
⑧ 当該年度の最終人件費委託料相当額 (=次年度の当初委託料のうち人件費相当額) (⑤+⑦)	10,400	10,700	11,100	11,582

【算出例2】

- 1年目の対象経費 10,000千円
- スライド率
選定年度～1年目：+6% 2年目：▲8% 3年目：+3% 4年目：+3%
- 指定管理者からの申請額
1年目：400 3年目：200 4年目：393 とした場合

(単位：千円・税抜)

	指定期間 1年目	指定期間 2年目	指定期間 3年目	指定期間 4年目
① スライド対象経費	10,000	10,600	9,752	10,044
② スライド率 ※小数点第3位を四捨五入	6.0%	▲8.0%	3.0%	3.0%
③ スライドによる増減額 (①×②) ※千円未満切り捨て	600	▲848	292	301
④ スライド後の対象経費 (①+③) (=次年度のスライド対象経費)	10,600	9,752	10,044	10,345
⑤ 当該年度の当初人件費委託料相当額	10,000	10,400	9,752	9,952
⑥ 申請上限額 (④-⑤)	600	▲648	292	393
⑦ 申請額 ※マイナスの場合は減額する委託料とし、指定管理者からの申請は不要	400	▲648	200	393
⑧ 当該年度の最終人件費委託料相当額 (=次年度の当初委託料のうち人件費相当額) (⑤+⑦)	10,400	9,752	9,952	10,345

4 エネルギー費に係るスライドについて

(1) スライド制度の対象とする経費

基本協定に基づき指定管理者が提出する業務計画書に記載された物件費のうち、電気・ガス・灯油・ガソリンの経費とする。

(2) スライド対象経費の額について

① 指定期間1年目の対象経費

業務計画書と併せて提出する「スライド対象経費報告書」(様式1)に記載された対象エネルギー費の金額とする。

② 指定期間2年目以降の対象経費

当該年度における委託料のうち、対象エネルギー費に相当する額とする。

(3) スライド率の算出方法

エネルギー費に係るスライド率は、総務省が毎年公表する甲府市消費者物価指数(エネルギー)の直近の1年間の平均値を前年の同期間の平均値と比較して算出する。

ただし、指定期間1年目については、直近の1年間の平均値を指定期間開始の前年度(選定年度)の同期間の平均値と比較して算出する。

$$\text{スライド率 (\%)} = \frac{\text{直近の1年間の平均値} - \text{前年の1年間の平均値}}{\text{前年の1年間の平均値}} \times 100$$

※ スライド率は小数点第3位を四捨五入

※ 直近の1年間とは、前年度の10月から当該年度の9月までの1年間を指す。

※ 前年の1年間とは、前々年度の10月から前年度の9月までの1年間を指す。

<計算式の例>

① 指定期間1年目(1年目がR9年度の場合)

$$\frac{\text{R8.10} \sim \text{R9.9の平均値} - \text{R6.10} \sim \text{R7.9の平均値}}{\text{R6.10} \sim \text{R7.9の平均値}} \times 100$$

② 指定期間2年目(2年目がR10年度の場合)

$$\frac{\text{R9.10} \sim \text{R10.9の平均値} - \text{R8.10} \sim \text{R9.9の平均値}}{\text{R8.10} \sim \text{R9.9の平均値}} \times 100$$

※ 3年目以降は年度を後ろにずらして同様の計算を行う。

(4) 当該年度の最終エネルギー費委託料相当額（＝スライド後の対象経費）の算出方法

毎年度、スライド対象経費にスライド率を乗じて算出した増減額（＝スライドによる増減額）をスライド対象経費に加算又は減算した額とする。

なお、スライドによる増減額は千円未満切り捨てとする。

(5) 指定管理者の都合によりエネルギー費が変動した場合

指定管理者の都合によるエネルギー費の変動については、基本的に指定管理者の負担とするが、県側の事情により指定期間中に指定管理業務の範囲等が変更され、それによって新たに対象エネルギー費の負担が生じ、その状況が当該年度以降も継続する等の特殊な事情が生じた場合には、スライド対象経費の額に係る変更について協議できるものとする。

【算出例1】

○ 1年目の対象経費 10,000千円

○ スライド率

選定年度～1年目：+6% 2年目：+3% 3年目：+3% 4年目：+3%

(単位：千円・税抜)

	指定期間 1年目	指定期間 2年目	指定期間 3年目	指定期間 4年目
① スライド対象経費 (＝当該年度の委託料のうち 対象エネルギー費相当額)	10,000	10,600	10,918	11,245
② スライド率 ※小数点第3位を四捨五入	6.0%	3.0%	3.0%	3.0%
③ スライドによる増減額 (①×②) ※千円未満切り捨て	600	318	327	337
④ 当該年度の最終エネルギー 費委託料相当額 (＝次年度の当初委託料のう ち対象エネルギー費相当額) (①+③)	10,600 (増額：600)	10,918 (増額：318)	11,245 (増額：327)	11,582 (増額：337)

【算出例2】

○ 1年目の対象経費 10,000千円

○ スライド率

選定年度～1年目：+8% 2年目：+5% 3年目：▲3% 4年目：+3%

(単位：千円・税抜)

	指定期間 1年目	指定期間 2年目	指定期間 3年目	指定期間 4年目
① スライド対象経費 (=当該年度の委託料のうち 対象エネルギー費相当額)	10,000	10,800	11,340	11,000
② スライド率 ※小数点第3位を四捨五入	8.0%	5.0%	▲3.0%	3.0%
③ スライドによる増減額 (①×②) ※千円未満切り捨て	800	540	▲340	330
④ 当該年度の最終エネルギー 費委託料相当額 (=次年度の当初委託料のう ち対象エネルギー費相当額) (①+③)	10,800 (増額：800)	11,340 (増額：540)	11,000 (減額：340)	11,330 (増額：330)

5 その他物件費に係るスライドについて

(1) スライド制度の対象とする経費

基本協定に基づき指定管理者が提出する業務計画書に記載された物件費のうち、エネルギー費を除いた、物価水準の変動に応じて増減する経費とする。

(対象となる経費の例)

外部委託費、消耗品費、修繕費 等

(対象外となる経費の例)

支払利息 等

※ 人件費と同様、一律的に区分することは困難であるため、指定管理者の実情等に応じて、適切に分類するものとする。

(2) スライド対象経費の額について

① 指定期間1年目の対象経費

業務計画書と併せて提出する「スライド対象経費報告書」(様式1)に記載されたその他物件費の金額とする。

② 指定期間2年目以降の対象経費

前年度のスライド後の対象経費とする。

(3) スライド率の算出方法

その他物件費に係るスライド率は、総務省が毎年公表する甲府市消費者物価指数(生鮮食品及びエネルギーを除く総合)の直近の1年間の平均値を前年の同期間の平均値と比較して算出する。

ただし、指定期間1年目については、直近の1年間の平均値を指定期間開始の前年度(選定年度)の同期間の平均値と比較して算出する。

$$\text{スライド率 (\%)} = \frac{\text{直近の1年間の平均値} - \text{前年の1年間の平均値}}{\text{前年の1年間の平均値}} \times 100$$

※ 小数点第3位を四捨五入

※ 直近の1年間とは、前年度の10月から当該年度の9月までの1年間を指す。

※ 前年の1年間とは、前々年度の10月から前年度の9月までの1年間を指す。

<計算式の例>

① 指定期間1年目(1年目がR9年度の場合)

$$\frac{\text{R8.10} \sim \text{R9.9の平均値} - \text{R6.10} \sim \text{R7.9の平均値}}{\text{R6.10} \sim \text{R7.9の平均値}} \times 100$$

② 指定期間2年目（2年目がR10年度の場合）

$$\frac{R9.10 \sim R10.9 \text{の平均値} - R8.10 \sim R9.9 \text{の平均値}}{R8.10 \sim R9.9 \text{の平均値}} \times 100$$

※ 3年目以降は年度を後ろにずらして同様の計算を行う。

(4) スライド後の対象経費の算出方法

毎年度、スライド対象経費にスライド率を乗じて算出した増減額（＝スライドによる増減額）をスライド対象経費に加算又は減算した額とする。

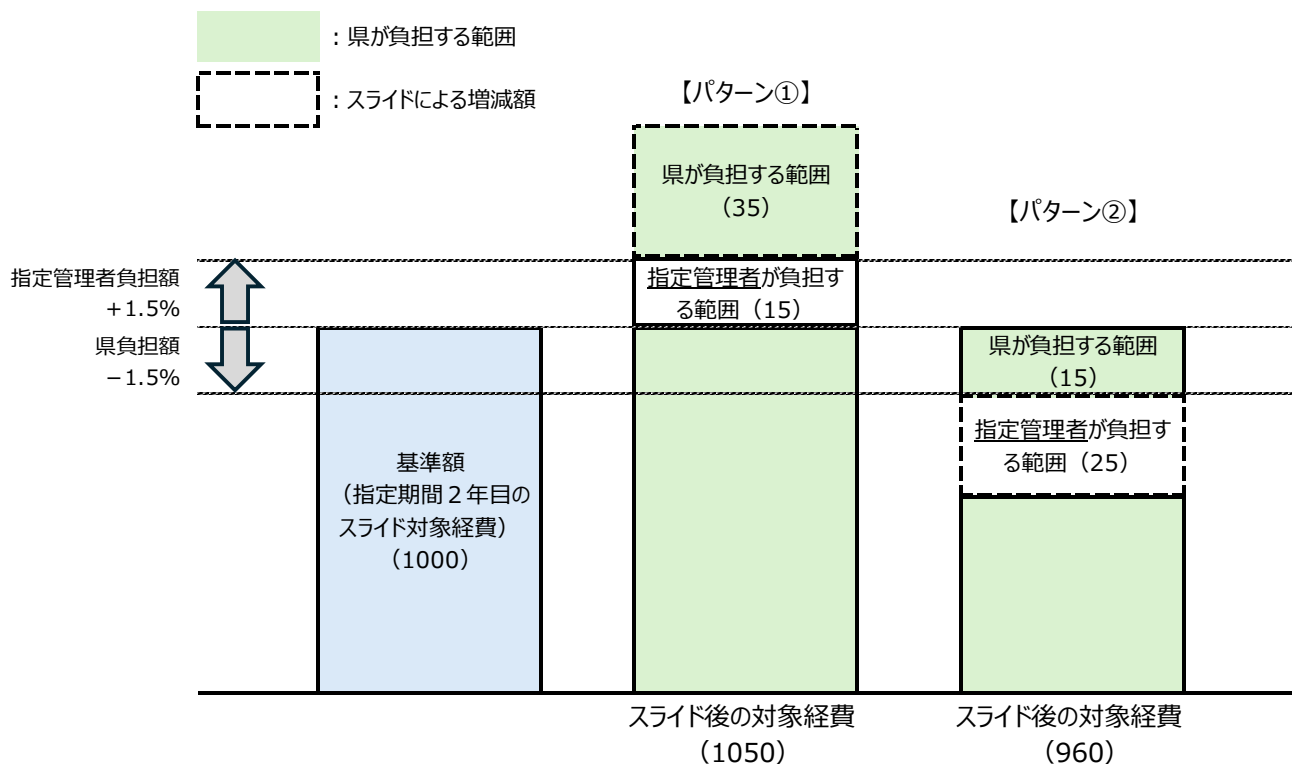
なお、スライドによる増減額は千円未満切り捨てとする。

(5) 増額又は減額を行わない範囲（±1.5%ルール）

指定期間2年目以降においては、2年目のスライド対象経費（＝1年目のスライド後の対象経費）を基準額とし、当該年度の「スライド後の対象経費」のうち基準額の±1.5%の範囲に収まる部分は、指定管理委託料の増額や減額は行わない。

※ スライドによって増額になる場合であっても、基準額の+1.5%分までは委託料を増額しないこと（＝指定管理者の負担）とし、逆に減額になる場合であっても、基準額の-1.5%分までは委託料を減額しないこと（＝県の負担）とする。

イメージ



(6) 指定管理者の都合によりその他物件費が変動した場合

指定管理者の都合によるその他物件費の変動については、基本的に指定管理者の負担とするが、県側の事情により指定期間中に指定管理業務の範囲等が変更され、それによって新たな業務が発生し、その状況が当該年度以降も継続する等の特殊な事情が生じた場合には、スライド対象経費の額に係る変更について協議できるものとする。

【算出例1】

○ 1年目のスライド対象経費 10,000千円

○ スライド率

選定年度～1年目：+6% 2年目：+1% 3年目：+2% 4年目：+3%

(単位：千円・税抜)

	指定期間 1年目	指定期間 2年目	指定期間 3年目	指定期間 4年目
① スライド対象経費	10,000	10,600 (基準額)	10,706	10,920
② スライド率 ※小数点第3位を四捨五入	6.0%	1.0%	2.0%	3.0%
③ スライドによる増減額 (①×②) ※千円未満切り捨て	600	106	214	327
④ スライド後の対象経費 (①+③) (=次年度のスライド対象経費)	10,600	10,706	10,920	11,247
⑤ 指定管理者負担額 (基準額の+1.5%の範囲) ※10,600×1.5%=159	- (1年目は適用外)	106	159	159
⑥ 県負担額 (基準額の▲1.5%の範囲) ※10,600×▲1.5%=▲159	- (1年目は適用外)	0 (③がプラスの数のため 県負担はない)	0 (同左)	0 (同左)
⑦ 当該年度の最終その他物件費委託料相当額 (④ - (⑤ + ⑥))	10,600 (増額：600)	10,600 (増額：0)	10,761 (増額：161)	11,088 (増額：327)

【算出例2】

○ 1年目のスライド対象経費 10,000千円

○ スライド率

選定年度～1年目：▲2% 2年目：▲1% 3年目：▲2% 4年目：+5%

(単位：千円・税抜)

	指定期間 1年目	指定期間 2年目	指定期間 3年目	指定期間 4年目
① スライド対象経費	10,000	9,800 (基準額)	9,702	9,508
② スライド率 ※小数点第3位を四捨五入	▲2.0%	▲1.0%	▲2.0%	5.0%
③ スライドによる増減額 (①×②) ※千円未満切り捨て	▲200	▲98	▲194	475
④ スライド後の対象経費 (①+③) (=次年度のスライド対象経費)	9,800	9,702	9,508	9,983
⑤ 指定管理者負担額 (基準額の+1.5%の範囲) ※9,800×1.5%=147	- (1年目は適用外)	0 (③がマイナスの数のため指定管理者負担はない)	0 (同左)	147
⑥ 県負担額 (基準額の▲1.5%の範囲) ※9,800×▲1.5%=▲147	- (1年目は適用外)	▲98	▲147	0 (③がプラスの数のため県負担はない)
⑦ 当該年度の最終その他物件費委託料相当額 (④ - (⑤ + ⑥))	9,800 (減額：200)	9,800 (減額：0)	9,655 (減額：145)	9,836 (増額：181)

6 スライド制度の運用

(1) 標準的な運用スケジュール

		時期	各施設所管課	指定管理者
指定管理開始前	選定年度	4～8月	募集要項にスライド制度の導入を明記した上で公募	
		9月	指定管理候補者の選定	
		10月	指定管理委託料の予算要求（債務負担行為の設定）	
		12月	指定の議決	
		1月	スライド制度に関する事項を記載した上で、基本協定を締結	
		2月	業務計画書・スライド対象経費の分かる資料の受理・確認	業務計画書と併せて、スライド対象経費の分かる資料（様式1）を提出
指定管理開始以降	当該年度	4月	年度協定の締結	
		9～11月	各参照指標の公表を受け、人件費の申請上限額（様式2）及びエネルギー費・その他物件費のスライドによる委託料の増減額を通知（様式3）	人件費の申請上限額がプラスの場合は希望する人件費増額分（＝実際に指定管理者が賃上げする額）を記載した申請書（様式4）を提出
		12～2月	・指定管理者からの申請書を受理 ・当該年度の委託料増額分と次年度の当初指定管理委託料（増額分を含む）を2月議会で要求	
		3月	・2月議会で予算議決後、増減額の決定を通知（様式5） ・当該年度の指定管理委託料について、年度協定を変更	
	次年度	4月	前年度までのスライド制度に伴う委託料の増減額を反映した額で年度協定を締結	

(2) 選定年度における手続きの流れ

- ・ 各施設所管課は、指定管理者の公募にあたり、募集要項にスライド制度の適用を明記し、公募を行う。
- ・ 各施設所管課と指定管理者は、基本協定の締結に際し、本手引きの内容を確認した上で、基本協定を締結する。
- ・ 指定管理者は、基本協定書に基づき指定管理期間の初年度の業務計画書を提出する際、スライド対象経費を記載した「スライド対象経費報告書」(様式1)を併せて提出し、県の承認を受けるものとする。

(3) 指定期間中の各年度における手続きの流れ

- ・ 指定管理者制度を所管する部署(行政法務課)は、毎年度9～11月頃に各指標におけるスライド率を算出し、各施設所管課に通知する。
- ・ 各施設所管課は、行政法務課から通知された各指標のスライド率をもとに、当該年度の指定管理委託料における、人件費の申請上限額(または減額する額)及びエネルギー費・その他物件費のスライドによる委託料の増減額を算出し、指定管理者に通知(様式2・様式3)する。
- ・ 指定管理者は、施設所管課から通知された人件費の申請上限額がプラスの場合には、申請上限額の範囲内で増額を申請することができるものとし、増額分(=実際に指定管理者が賃上げする額)を申請書(様式4)に記載して、提出する。
- ・ 一方、人件費の申請上限額がマイナスの場合には、指定管理者からの申請は不要とし、各施設所管課は当該年度及び次年度の指定管理委託料を減額する。
- ・ 各施設所管課は、指定管理者から人件費の増額の申請があった場合は、増額分を当該年度の補正予算及び次年度の当初予算に反映する。
- ・ 各施設所管課は、当該年度の2月の県議会において予算が議決された後、指定管理者にスライドによる委託料の増減額の決定通知(様式5)を行うとともに、当該増減額を年度協定に反映させるため、年度内に年度協定を変更する。
- ・ 各施設所管課は、前年度までのスライド制度に伴う委託料の増減額を反映した額で、次年度の年度協定を締結する。
- ・ 指定管理者は、基本協定に基づき、当該年度終了後に事業報告書を施設所管課へ提出する。

(4) 賃金改善状況の確認について

- ・ 山梨県では、県全体の賃金アップを県民生活強靱化の最重要事項として位置づけており、指定管理者の職員についても着実な賃上げを図るため、スライド対象経費のうち人件費については、指定管理者から提出される事業報告書から、スライド制度による人件費委託料増額分が適切に職員の人件費に充てられているか確認することとする。
- ・ 確認の結果、増額分が人件費に充てられていないなど適切な取扱いが行われていないと判断される場合には、改善指導の実施や指定管理委託料の返還、次年度の指定管理委託料の減額等を行うことがあり得る。

備品一覧表（山梨県立富士湧水の里水族館）

資料 9

No.	物品番号	分類名	品名	規格品質	数量
1	10944	テーブル	テーブル	特注	1
2	10927	その他の椅子	ベンチ	天童 T-5924	1
3	10928	その他の椅子	ベンチ	天童 T-5924	1
4	10929	その他の椅子	ベンチ	天童 T-5924	1
5	10930	その他の椅子	ベンチ	天童 T-5924	1
6	10931	その他の椅子	ベンチ	天童 T-5924	1
7	10932	その他の椅子	ベンチ	天童 T-5924	1
8	10933	その他の椅子	ベンチ	天童 T-5924	1
9	10934	その他の椅子	ベンチ	天童 T-5924	1
10	10935	その他の椅子	ベンチ	天童 T-5924	1
11	10936	その他の椅子	ベンチ	天童 T-5924	1
12	10937	その他の椅子	ベンチ	天童 T-5924	1
13	10938	その他の椅子	ベンチ	天童 T-5924	1
14	10945	戸棚	書架	天童 TLB-6620	1
15	10946	棚	展示架	天童 TLB-6661	1
16	17002299	冷蔵（凍）庫	冷凍冷蔵庫	パナソニックSRR-K1583C2(冷凍/冷蔵641L)	1
17	24001730	冷温水器	給湯器	石油、水道直圧（処分費込） ノリツ OQB-3706Y	1
18	6361	暖房機	ジェットヒーター	長府SBヒーター SBH-403型	1
19	5852	その他の庁用器具	ベビーウインチ		1
20	5929	その他の庁用器具	イナバ物置	MBW-17	1
21	5930	その他の庁用器具	イナバ物置	MBW-30	1
22	9339	その他の庁用器具	券売機システム	別紙のとおり	1
23	10282	その他の庁用器具	展示エリアバーコードシステム一式	入場券管理機	1
24	2850	顕微鏡	双眼顕微鏡		1
25	6000992	顕微鏡	双眼実体顕微鏡	アズワンSZ-3000・ズーム式	1
26	6000993	顕微鏡	双眼実体顕微鏡	アズワンSZ-3000・ズーム式	1
27	17001506	その他の医療衛生機器	AED	日本公電AED-3100ヘッド2・バッテリーパック1・レスキューセット1	1
28	20001750	その他の医療衛生機器	ユニット形 体表面温度チェッカ	チノ社製 TP-U0260ES	1
29	24002256	大気化学機器	排煙濃度計	ファン付き 東洋制御 S4000-1	1
30	1005584	その他の諸機器	除雪機	ホンダHS970	1
31	4000031	育成用機器	クリーニングポンプ	T-1型 AC100V/50Hz	1
32	3000483	給餌用機器	FRPユーロタンク	KMF-1300S	1
33	3000484	給餌用機器	FRPユーロタンク	KMF-1300S	1
34	3000485	給餌用機器	FRPユーロタンク	KMF-1300S	1
35	3000486	給餌用機器	FRPユーロタンク	KMF-1300S	1
36	6208	その他の水産用機器	潜水用具	スーツ・レギュレーター等	1
37	5002182	その他の水産用機器	ガラス製フレームレストタンク	トップカバー、ガラスふた、センターバー付き 1200mm×600mm×600mm	1
38	5002183	その他の水産用機器	オリジナルウッドキャビネット	1200mm×600mm×700mm	1
39	23001212	小型乗用自動車	富士山500せ4747 スズキグニスハイブリット車	1200cc 5人乗 2WD CVT AC PS ABS 前前席エアバック	1
40	1001496	軽自動四輪車	スバルサバー 富士山 480 あ 402	660CC 4WD MT PS AC D席エアバック	1
41	2004239	その他の船車	除雪機	HONNDA HS-660	1

備品相当品一覧表（山梨県立富士湧水の里水族館）

No.	物品番号	分類名	品名	規格品質	数量
1	17002214	その他の机	ガーデンテーブル	東谷 NX-802 W1200×D750×H720	1
2	17002215	その他の机	ガーデンテーブル	東谷 NX-802 W1200×D750×H720	1
3	17002216	その他の机	ガーデンテーブル	東谷 NX-802 W1200×D750×H720	1
4	17002217	その他の机	ガーデンテーブル	東谷 NX-802 W1200×D750×H720	1
5	17002218	その他の机	ガーデンテーブル	東谷 NX-802 W1200×D750×H720	1
6	17002219	その他の机	ガーデンテーブル	東谷 NX-802 W1200×D750×H720	1
7	97000407	長椅子	長椅子	コクヨCN445-BSN	1
8	97000409	長椅子	長椅子	コクヨCN445-BSN	1
9	2522	O A チェア	椅子	J A 1 1 0 ゴムキャスター	1
10	2523	O A チェア	椅子	J A 1 1 0 ゴムキャスター	1
11	2524	O A チェア	椅子	J A 1 1 0 ゴムキャスター	1
12	10716	O A チェア	椅子	イエローグリーンJ A - 1 1 0	1
13	10717	O A チェア	椅子	イエローグリーンJ A - 1 1 0	1
14	10718	O A チェア	椅子	イエローグリーンJ A - 1 1 0	1
15	10719	O A チェア	椅子	イエローグリーンJ A - 1 1 0	1
16	10939	角（丸）椅子	イス	天童 T - 3 0 3 7	1
17	10940	角（丸）椅子	イス	天童 T - 3 0 3 7	1
18	10941	角（丸）椅子	イス	天童 T - 3 0 3 7	1
19	10942	角（丸）椅子	イス	天童 T - 3 0 3 7	1
20	10943	角（丸）椅子	イス	天童 T - 3 0 3 7	1
21	10490	その他の椅子	椅子	コクヨXWH - 3 3 3 3	1
22	10491	その他の椅子	椅子	コクヨXWH - 3 3 3 3	1
23	10492	その他の椅子	椅子	コクヨXWH - 3 3 3 3	1
24	10493	その他の椅子	椅子	コクヨXWH - 3 3 3 3	1
25	10494	その他の椅子	椅子	コクヨXWH - 3 3 3 3	1
26	10495	その他の椅子	椅子	コクヨXWH - 3 3 3 3	1
27	10496	その他の椅子	椅子	コクヨXWH - 3 3 3 3	1
28	10497	その他の椅子	椅子	コクヨXWH - 3 3 3 3	1
29	10498	その他の椅子	椅子	コクヨXWH - 3 3 3 3	1
30	10499	その他の椅子	椅子	コクヨXWH - 3 3 3 3	1
31	10500	その他の椅子	椅子	コクヨXWH - 3 3 3 3	1
32	10501	その他の椅子	椅子	コクヨXWH - 3 3 3 3	1
33	10502	その他の椅子	椅子	コクヨXWH - 3 3 3 3	1
34	10503	その他の椅子	椅子	コクヨXWH - 3 3 3 3	1
35	10504	その他の椅子	椅子	コクヨXWH - 3 3 3 3	1
36	17002202	その他の椅子	ベンチ（木製）	ユーティリティ MBA-1500S W1500×D515×H440	1
37	17002203	その他の椅子	ベンチ（木製）	ユーティリティ MBA-1500S W1500×D515×H440	1
38	17002204	その他の椅子	ベンチ（木製）	ユーティリティ MBA-1500S W1500×D515×H440	1
39	17002205	その他の椅子	ベンチ（木製）	ユーティリティ MBA-1500S W1500×D515×H440	1
40	17002206	その他の椅子	ベンチ（木製）	ユーティリティ MBA-1500S W1500×D515×H440	1
41	17002207	その他の椅子	ベンチ（木製）	ユーティリティ MBA-1500S W1500×D515×H440	1
42	17002208	その他の椅子	ベンチ（木製）	ユーティリティ MBA-1500S W1500×D515×H440	1
43	17002209	その他の椅子	ベンチ（木製）	ユーティリティ MBA-1500S W1500×D515×H440	1
44	17002210	その他の椅子	ベンチ（木製）	ユーティリティ MBA-1500S W1500×D515×H440	1
45	17002211	その他の椅子	ベンチ（木製）	ユーティリティ MBA-1500S W1500×D515×H440	1
46	17002212	その他の椅子	ベンチ（木製）	ユーティリティ MBA-1500S W1500×D515×H440	1
47	17002213	その他の椅子	ベンチ（木製）	ユーティリティ MBA-1500S W1500×D515×H440	1
48	1837	書類収納庫	収納庫	S U 2 T - 1 0 D (C) N B K	1
49	1838	書類収納庫	収納庫	S U 2 T - 2 1 D (C) N B K	1
50	1844	書類収納庫	書庫	プラス S G - 3 0 3 R	1
51	1412	戸棚	清掃用具ロッカー	プラス P 4 9 5 N O 6 0 N	1
52	1843	戸棚	ロッカー	H D - 4 型	1
53	1842	棚	軽量棚B型	2 1 0 0 H × 4 5 0 0 × 1 8 0 0 W	1
54	5681	棚	軽量ラック	W 1 8 0 0 × D 3 0 0 , M I - 6 6 1 5	1
55	2525	その他の書類整理器具	ワゴン	N E X ワゴン3段S付き N B K	1

備品相当品一覧表（山梨県立富士湧水の里水族館）

No.	物品番号	分類名	品名	規格品質	数量
56	2526	その他の書類整理器具	ワゴン	NEXワゴン3段S付き NBK	1
57	2527	その他の書類整理器具	ワゴン	NEXワゴン3段S付き NBK	1
58	10706	その他の書類整理器具	ワゴン	NEXワゴン3段S付き NBK	1
59	10707	その他の書類整理器具	ワゴン	NEXワゴン3段S付き NBK	1
60	10708	その他の書類整理器具	ワゴン	NEXワゴン3段S付 NBK	1
61	10709	その他の書類整理器具	ワゴン	NEXワゴン3段S付 NBK	1
62	10710	その他の書類整理器具	ワゴン	NEXワゴン3段S付 NBK	1
63	4002654	その他の事務用器具	ホワイトボード	W=1800 H=900 ホーロー 特注月予定表	1
64	1848	冷蔵（凍）庫	冷蔵庫	サンヨーSR-14T(TB)	1
65	1413	その他の庁用器具	梯子	アルミ合金7m・重量16.2kg ステップ数24	1
66	1847	その他の庁用器具	工具セット		1
67	2661	育成用機器	養生用水槽	排水栓付き ポリエチレン	1
68	2662	育成用機器	養生用水槽	排水栓付き ポリエチレン	1
69	2663	育成用機器	養生用水槽	排水栓付き ポリエチレン	1
70	2664	育成用機器	養生用水槽	排水栓付き ポリエチレン	1
71	2665	育成用機器	養生用水槽	排水栓付き ポリエチレン	1
72	2666	育成用機器	養生用水槽	排水栓付き ポリエチレン	1
73	2667	育成用機器	養生用水槽	排水栓付き ポリエチレン	1
74	2668	育成用機器	養生用水槽	排水栓付き ポリエチレン	1
75	2669	育成用機器	養生用水槽	排水栓付き ポリエチレン	1
76	2670	育成用機器	養生用水槽	排水栓付き ポリエチレン	1
77	2671	育成用機器	養生用水槽	排水栓付き ポリエチレン 2	1
78	2672	育成用機器	養生用水槽	排水栓付き ポリエチレン 2	1
79	2673	育成用機器	養生用水槽	排水栓付き ポリエチレン 2	1
80	2674	育成用機器	養生用水槽	排水栓付き ポリエチレン 2	1
81	2858	育成用機器	活魚用酸素調整装置	酸素調整器（流量計付き）	1
82	7000212	育成用機器	中量棚連結型	サカエ WG2745R	1
83	1001628	その他の水産用機器	活魚輸送用水槽	500L	1
84	1003100	その他の水産用機器	メダカ模型	ウダ 2-183-4111	1
85	2862	平机	サイドスタックテーブル	SX-1660M型	1
86	2863	平机	サイドスタックテーブル	SX-1660M型	1
87	2519	OAデスク	机	NEXOPD K-127R NBK	1
88	2520	OAデスク	机	NEXOPD K-127R NBK	1
89	2521	OAデスク	机	NEXOPD K-127L NBK	1
90	10711	OAデスク	机	NEXOPD K-127R NBK	1
91	10712	OAデスク	机	NEXOPD K-127R NBK	1
92	10713	OAデスク	机	NEXOPD K-127R NBK	1
93	10714	OAデスク	机	NEXOPD K-127L NBK	1
94	10715	OAデスク	机	NEXOPD K-127L NBK	1
95	4000684	長椅子	木製ベンチ	ジャティフラットベンチ1800 W1800×D430×H390 チーク材	1
96	4000685	長椅子	木製ベンチ	ジャティフラットベンチ1800 W1800×D430×H390 チーク材	1
97	4000686	長椅子	木製ベンチ	ジャティフラットベンチ1800 W1800×D430×H390 チーク材	1
98	4000687	長椅子	木製ベンチ	ジャティフラットベンチ1800 W1800×D430×H390 チーク材	1
99	4000688	長椅子	木製ベンチ	ジャティフラットベンチ1800 W1800×D430×H390 チーク材	1
100	4000689	長椅子	木製ベンチ	ジャティフラットベンチ1800 W1800×D430×H390 チーク材	1
101	4000690	長椅子	木製ベンチ	ジャティフラットベンチ1800 W1800×D430×H390 チーク材	1
102	40008197	長椅子	ベンチ	3人用	1

備品相当品一覧表（山梨県立富士湧水の里水族館）

No.	物品番号	分類名	品名	規格品質	数量
103	1405	金庫	金庫	ミリオンセーフティ-TK型	1
104	1839	書類収納庫	収納庫	SU2 TCAF-10(C)NBK	1
105	1840	書類収納庫	収納庫	SU2 OD-10(C)NBK	1
106	1841	書類収納庫	収納庫	SU2 MG-10(C)NBK	1
107	25000886	棚	中量ラック	MM-A06624F1N W1850 D600 H1830 耐震固定 作業処分費込	1
108	1001633	その他の事務用器具	ホワイトボード	プラス RW-360G 44-801	1
109	1410	その他の庁用器具	ジャンボダストボックス	ウチダP770 ダストボックス#700	1
110	1411	その他の庁用器具	ジャンボダストボックス	ウチダP770 ダストボックス#700	1
111	5928	その他の庁用器具	ステンレスポスト・スタンド	687・642	1
112	5931	その他の庁用器具	傘袋 セット機	AS-038	1
113	5932	その他の庁用器具	傘袋 セット機	AS-038	1
114	22001967	その他の庁用器具	空気清浄機	シャープ KIPX-100-W	1
115	22001968	その他の庁用器具	空気清浄機	シャープ KIPX-100-W	1
116	9004284	その他の情報伝達機器	緊急地震速報受信端末		1
117	13002172	歩行補助器	車椅子	MATSUNAGA エアリアル	1
118	13002173	歩行補助器	車椅子	MATSUNAGA エアリアル	1
119	2851	重量測定機器	電子天秤	秤量範囲0.01?TS-600g	1
120	2852	重量測定機器	デジタル台秤	秤範囲15kg 1-10/LB30	1
121	7002577	その他の電気電子機器	乾湿両用バキュームクリーナー	アマノNT361	1
122	1001629	育成用機器	養生用水槽	フィッシュプール C型	1
123	7000211	育成用機器	中量棚	サカエ WG2745	1
124	1001631	給餌用機器	餌付槽	B型	1